

1. 議事日程（令和3年第3回北広島町議会定例会）

令和3年9月9日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--|
| 美 濃 孝 二 | ① 新型コロナ事業者アンケート結果と支援策を問う
② 8月豪雨災害の被災者への支援拡充を提案する
③ 黒い雨判決に基づき被害者への手帳交付を急げ |
| 梅 尾 泰 文 | ① スポーツによる町の活性化を
② 新型コロナウイルスの現状と対応は |
| 伊 藤 立 真 | ① 町が負担する借地料と費用対効果等の対応について
② 吉川元春館跡歴史公園建物の修繕維持と活用について |
| 宮 本 裕 之 | ① ふるさと納税を増やすためのさらなる創意工夫を
② 「特定地域づくり事業協同組合」制度の活用について |
| 伊 藤 淳 | 地域の困りごとと解決策 |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 亀 岡 純 一 | 2 番 伊 藤 立 真 | 3 番 敷 本 弘 美 |
| 4 番 中 村 忍 | 5 番 佐々木 正 之 | 6 番 山 形 しのぶ |
| 7 番 美 濃 孝 二 | 8 番 梅 尾 泰 文 | 9 番 伊 藤 淳 |
| 10 番 服 部 泰 征 | 11 番 宮 本 裕 之 | 12 番 湊 俊 文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 榎 原 ナギサ	大朝支所長 小 椿 治 之	豊平支所長 細 川 敏 樹
危機管理課長 野 上 正 宏	総務課長 川 手 秀 則	財政政策課長 植 田 優 香
管財課長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 沼 田 真 路	税務課長 矢 部 芳 彦

町民課長 大畑 紹子 福祉課長 芥川 智成 保健課長 迫井 一深
農林課長 宮地 弥樹 商工観光課長 中川 克也 建設課長 竹下 秀樹
上下水道課長 寺川 浩郎 消防長 日田 靖成 学校教育課長 植田 伸二
生涯学習課長 西村 豊 会計管理者 細居 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江 議会事務局 小川 友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。クールビズの取組により暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。併せて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においてもマスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。質問、答弁を行う際もマスクをしたまま、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者はマイクを正面に向けて簡潔に行ってください。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。3つの項目について質問します。第1は、新型コロナの問題です。新型コロナ感染が北広島町でも盆明け以降45人増え、累計で91人となりました。しかし公表されるのは年代だけで、何に気をつけたらいいのか分からないとの声が寄せられています。感染拡大を少しでも抑えるため、どのようにして感染が広がったのか、何に気をつけなければならないのか知らせるべきではないでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議員言われるとおり、本町においても盆明けから新規感染者が急増しております。感染経路について、県の発表によると、約40%が感染経路不明で、経路判明のうち約75%が家庭や職場での感染となっております。また、県外往来のある者や県外陽性者と接触のある者の占める割合が高くなっているようです。本町感染者の感染経路については知り得ませんが、県と同様の傾向があると認識しております。町民の皆様には、引き続き基本的な

感染対策をお願いしながら、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 全体的な傾向は分かりました。分からないために噂や憶測が飛び交って、不安が広がっています。誹謗や中傷を防ぐためにも、少しでも発生したときに分かれば、県は発表しないようですが、知らせることが必要ではないかというふうに考えます。次に、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて営業が困難となっている事業者、特に国や県の補償対象になっていない喫茶店なども含めて実態調査を行うよう、6月議会で再三にわたって要請しました。その結果、7月末までを回答期日とするアンケート調査が行われました。アンケート調査対象の事業者及び送付数、回答数についてお答えください。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 町内の商工業の皆様に対しまして、新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査を、議員おっしゃいますように7月20日から7月30日にかけて行っております。商工会員の皆様と昨年実施いたしました、きたひろ事業者で商工会員以外の方、合計823名の方にアンケートをお願いいたしました。104名の方のご回答をいただいております。アンケートにお答えいただきました事業者の業種につきましては、回答の多い順に、製造業、建設業、飲食業、小売業、農林畜産業、サービス業、宿泊業などとなっております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 104回答があったと。当初60件という話でしたが、この823件というのは、北広島町のほぼ全ての事業者ではないかというふうに考えます。このアンケート結果の概要と、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） アンケートの内容につきましては、この5月から7月にかけて行われました緊急事態宣言や、県の感染拡大防止集中対策による影響や、昨年令和2年度1年間を通じての影響、事業者がとられましたコロナ感染拡大防止対策、活用された支援策、今後求める支援など10項目についてお聞きをしております。5月から7月にかけて発出されました緊急事態宣言や、県の集中対策などによります影響につきましては、約7割の事業者の方が悪影響があったと回答をいただいております。令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、売上げや客数の減少、出店、出品機会の減少、生産性の悪化、仕入れや経費の増加などとなっております。活用された支援策につきましては、売上げ減少に伴う給付金制度が6割強と、最も多くなっております。続きまして融資制度、休業要請などの支援金、感染拡大防止対策補助金、雇用調整助成金などの雇用に関する給付金となっております。アンケート結果に対する所見といたしましては、長期にわたる新型コロナウイルス感染症拡大により消費行動や事業活動が制限され、多くの事業者に与える具体的な悪影響と、それに対する各事業者の対応を把握することができております。今後の新型コロナの影響見込みにつきましては、半数の事業者の方が、全く分からないとご回答をいただいております。コロナ疲れした事業者を町と商工会がしっかりと支えていけるよう、引き続き支援策に反映させてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 概略が分かりました。多くの方が影響あるということです。回答期間が10日ということで、非常に短期間にもかかわらず、回収率が12.4%、低いという声もありましたが、私は低いとは全然言えないというふうに思います。町長は実態調査し、必要があつて

効果があれば独自支援すると約束されました。結果を受けて、今後、町はどのような独自支援を考えているか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） この結果を受けまして、商工業者に対する支援策といたしまして、アンケートからも事業継続、発展をさせるための補助金、消費活性化に対する支援、IT化への支援といった要望が多く出ております。今回の9月補正予算では、消費活性化に対する支援といたしまして、地域経済活性化キャッシュレス推進事業、体験施設利用事業、そして事業支援対策といたしまして、観光事業者支援事業補助金を提案させていただいているところでございます。また今後、国の追加支援もあるということですので、さらに事業者の要望に応えられるような支援策について検討しております。併せまして、国や県が行っている支援策などにつきましても積極的に活用していただけるよう、さらなる周知を図ってまいります。例えば、国や県の補助金などの支援策につきまして、商工会と連携したセミナーを開催いたしまして、制度の内容や申請手続などの方法など、分かりやすくお伝えすることなど、商工業者の積極的な活用を後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） おっしゃるとおり、9月補正にはありますが、中身はいろいろとありますので、ここでは取り上げないようにします。アンケートでは、支援策を受けるための条件が厳しく受けられなかったというふうな意見とか、回答はあったんでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員おっしゃいますように、支援策に対する制度が合わない、対応できないというようなご回答はございました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） コロナの影響が1年半以上も続いて、売上げ減少が10%や20%未満でも経営は非常に厳しくなっています。国や県の補償、または町も一部ありましたけれども、30%以上というのが非常に多かったと思います。そのため、条件を下げた町独自の支援策が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） お困りになっておられる商工業者の皆様に対して、なるべく多くの方に支援が行き届くような対策を考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 多くの方ということですが、例えば20%減少以上というのもありましたが、10%程度とかそういうのは考えてはおられませんか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 10%か20%ぐらいの減収の方に対しましても、かなり経営状況が厳しいというお声もいただいておりますので、そういった方につきましても何らかの支援が行き届くように対策を考えてまいります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ぜひ実態に合わせて、これからも頑張っていけるような状況をぜひ作ってほしいと、あそこにもありましたように、今後の見通しが立たないという業者が多いわけですので、財源についても、例えば、臨時交付金がまだ残りが2000万円あるじゃないかと、ま

たイベント中止で不用額になった予算もあるんじゃないかと思います。これらを活用できないものでしょうか、財政政策課長にお伺いしましょうか。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 地方創生臨時交付金でございますが、今年度に入り、事業者支援分として追加交付を受けております。これから実施計画等を提出してまいりますので、先ほど商工観光課長が申したとおり、こういった事業者支援ができるかということをご検討中でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ぜひあらゆる財源を活用して事業者支援に全力を上げてほしいというふうにご要望をしておきます。2つ目は、8月豪雨災害です。8月11日から、8、9もありますが、豪雨が全町襲い、主に千代田、豊平地域で大きな災害が発生しました。そのため今回の一般質問では、民有地や農地、農業用施設への被害に絞り、町民の生活再編、復旧のための支援策を提案し、町長の所見を伺います。民有地への土砂流入が多数発生しましたが、町は、氏神工業団地内への搬入や敷地外への集積土の回収は行いましたが、敷地内の土砂は撤去してもらえません。そのため多くの町民が土砂の撤去に大変苦勞しています。広島市は、民有地土砂撤去班を設け、土砂が堆積している地区や高齢者など自力での撤去が困難な世帯には、市が土砂を撤去し、緊急の場合や農地も柔軟に対応しています。広島市のように民有地に流入した土砂の撤去を自力で撤去できない場合、町で撤去してもいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 民有地の土砂撤去についてですが、このたびの豪雨災害では、下流、河川の氾濫や崖崩れにより宅地内への土砂流入が多数発生しております。町では、発災3日後の8月16日から災害廃棄物仮置き場を設置し、宅地内に流入した瓦礫混じり土砂を搬入していただいております。また、発災1週間後の8月20日から仮置き場まで搬入できない方のために、回収、運搬の支援を行っております。町以外では社会福祉協議会の協力の下、ボランティアによる派遣支援や地域協議会、地域防災会などによる地域支援が共同で行われております。議員がおっしゃったとおり、広島市は被災者から要望を聞き取り、現地調査を行い、同意をいただいた後に土砂の撤去作業を行っております。撤去作業の対象は、建物の外に堆積した宅地内の土砂などと確認しております。今後についてですが、現在、宅地内の土砂撤去などの状況を確認しているところです。その結果、支援が必要な場合、宅地内に堆積した土砂の撤去について柔軟に対応し、支援してまいります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 柔軟に対応すると、非常にうれしい話であります。そういうことも含めて、早くから知らせて、次にもしあったときには、ぜひ活用できるようにということをご周知していただきたいと思っております。次に、河川氾濫により刈り取りを目前とした田への土砂や瓦礫の流入が各地で発生し、農家は途方に暮れています。これらの撤去に対し、町はどのような制度を活用し、町独自の支援を行うのか伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 本来、災害復旧事業に該当する40万円以上の工事については、災害復旧事業で支援してまいります。ただし、小災害については、40万未満のところでも1か所工

事というのは150m以内に連続した箇所は1か所工事として含まれますので、そういったことは、現在、現地を調査しながら、対象となる箇所は対象として調査しております。40万円未満のことは、激甚災害の指定があれば、対象となる箇所も出てきますので、活用策として対応するように検討中です。なお、それ以外、補助対象とならない被災地については、町独自の地域施工支援事業補助金等により、原材料支給や機械借上料、または工事に対しての補助金で支援を行います。なお、自力復旧や協働活動等で対応していただく方法がありますが、それは多面的機能支払交付金や中山間地域協働で復旧活動で取り組むことが可能となっておりますので、そのときに関しても、それ以外のことは最後のセーフティネットとして地域施工支援で支援してまいるといってございます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 災害査定や該当するようになれば、それはかなり楽になるんですけども、問題は、最後に言われた、それに該当しない部分です。紹介された地域施工補助は、事業費の半分、限度額は20万、今回の大規模な災害はとても個人で負担できるようなものではありません。多面的機能とか中山間言われましたが、水路等に大量に石や土砂がたまって途方に暮れているということもたくさん出てきています。しかし、話をいろいろ聞きましたら、協定で、既に使い方が決まっているんだと。ここの水路を直そう、ここをどうしようというのがあって、これを使うと計画していた草刈りや水路改修はできなくなるという声も寄せられています。厳しい言葉で言いますと、協定を結んだところに入っている財源4分の1は町の財源だというふうに強調されてましたけども、それを使い方を町が指示するようなことは、とても納得はできないと言われてます。こういう意見に対してはどのようにお答えされるんでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の災害に対しましては、先ほど建設課長申しましたように、中山間でありましたり、多面的機能につきましては、応急的な処置が使えますということは各協定のほうに通知しております。その中でしっかり、協定の中で話をしてもらって、当初計画しているものにつきましては、中で話をしてもらえれば、その交付金を使って対応できるというのは各協定のほうに周知もしております。あくまでも中山間、多面的の交付金につきましては、災害に対する追加交付がございませんので、しっかり中で話をしてもらって、使えるものがあれば使ってもらって、さらにそれが対応できないものにつきましては、所管は建設課になりますけども、地域施工補助での活用ということも、いろいろ相談を受けた場合はそういったとこで対応しているところがございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 多面や中山間ではなかなか難しいということもあります。地域施工にしても額が少ない。それは後でも言いましょう。もうひとつは、多面や中山間言われましたけれども、その協定を結んでいない農家はどうするんですか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） あくまでも中山間でありますとか多面的につきましては、協定内のみでの交付金対象になりますので、それ以外の部分につきましては、建設課が所管しております地域施工補助での対応をお願いしているところがございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 最終的には町の地域施工支援と。査定対象にならなければ、そうせざるを得ないということも明らかになりました。しかし、多額の負担をしてまで復旧できない、農業を諦めざるを得ないという悲鳴が上がっているのも事実です。この悲鳴に町長はどのようにお答えになりますか。町長のお言葉をお願いします。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） こうした災害に対応していくためには、やはり協働活動といったことが必要になろうと思っております。そうした意味でも中山間地域等の取組や多面の取組等も重要になってくると思っております。これまでそういったところに加え、事業をしてないところにつきましては、今後、そういったところを取り組むような指導もさせていただかなければいけないんじゃないかというふうに思っておりますし、よくあるのが、事務が複雑なんでなかなか取り組みにくいというようなことがありますけども、そこらも含めて、2階建ての仕組みにするか、委託先があるところは委託をするということも含めて、始めてもらいたいというふうに、これまでもそういった呼びかけはしてきたわけでありまして、していきたいと思っております。地域施工事業につきましては、額はそれほど大きなものではないかも分かりませんが、協働活動の支援をする仕組みとして、他の市町にはあまりないような形で取り組んでいただいております。そういった、今回災害がありましたので、災害枠で特別に予算を、総予算も増やして対応していきますので、通常地域施工事業は少し遅れる部分もあるかも分かりませんが、災害対策を優先して進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 他市町にはない事業、非常に好評であるのは分かっております。他市町にはないのかどうか、全てあるわけではないんですが、お隣の安芸高田市の例を取り上げましょう。ここでは、報道もされてるのでご存じだと思いますが、水田や用水路、農道など農業用施設に堆積した土砂の撤去や獣害対策用の柵の再設置へ費用の一部を、いずれも50万円を上限に助成しています。補助額は、農地や水路などに流入した土砂などの撤去は、1㎡当たり3500円、土のうは1袋当たり250円とのことです。民間に撤去を頼んだ場合は、50万円を上限に事業費の45%、北広島町は50%ですが、出すとのことです。そういうことで報道もされているのでご承知と思いますが、この安芸高田市の制度、他市町にはない北広島町の制度と比べてどうなのか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町独自の支援事業、地域施工支援事業でございますが、安芸高田市との違いは、当町の地域施工支援事業補助金要綱には、雨量や原形復旧等の基準はありません。そういった意味では、大災害のみならず、いろんな小規模な災害のときにも適用できる補助金交付要綱となっておりますので、そういった意味では幅広い制度だと思っております。それで支援してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 私は今回取り上げているのは、通常の例ではありません。災害が起きたときにもっと支援をすべきじゃないかと、先ほど言いました。通常では使えるというふうに言っていますが、かなり建設課長とずれがあるようです。安芸高田市農林水産課に伺いました。何で40万円以上だと査定になるのに、50万円、該当する事業費としては111万円までという額になっているのか聞きました。国の査定では2、3年かかる。山が崩れ、土砂流入、法面が崩れ

でも田に水が張れば、本災としてとってこれない。そのため多くの問い合わせがあると農家に歓迎されているとのこと。安芸高田市のように農家の立場で考えられないのか。災害のときですよ、今回は。町長のお言葉、先ほど他市町にない良い例と言われたんですが、隣の安芸高田市ではこういうことをやって救済をしているんですが、どのように思われますか、伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） かなり多量の土砂が農地へ流入した場合には、災害に認定されているケースが多いと思っております。議員言われたように、少し時間はかかるわけでありませぬけども、災害に認定されたところは、それを待っていただく必要がありますけども、激甚指定の中で地元負担はほとんどなくできる仕組みがありますので、それで対応していただければと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ちょっとかみ合っていないんですけども、災害復旧はものすごく時間かかるんですよ。北広島町も平成31年度ということで、3年以内に復旧しようということで、その間は稲作も何もできないんですよ。農家が農業できない状態をよしとするのでなくて、一刻も早く復旧して、稲作等、そういうのを始めてほしいという思いが今の町長の言葉には受け止められませんでした。もう1つ紹介します。長野県佐久市の自立災害復旧事業です。この事業は、時間雨量20ミリ以上、または24時間雨量80ミリ以上の集中豪雨により被災した農地のうち、小規模の被災については、被災した農地の所有者等が自ら復旧した場合、1筆当たり、復旧費用の10分の9以内、補助限度額36万円を交付するものです。これは安芸高田市や佐久市だけではないと思いますが、このように豪雨災害により農地や農業用施設が被害を受けた場合、農業を諦めることなく、一刻も早く復帰できるよう全国の行政は可能な限りの支援をしているのです。先ほどもそういうこと言いましたが、地域施工支援、これを使ってやってほしいということで、何度も言われますので、繰り返し言ってもいかないだらうと思っております。そうであれば、今の地域支援補助の負担割合や補助上限額の拡充、これなら早くできるんじゃないか。例えば20万円で、2分の1じゃなくて、3分の2、50、40万とか30万とか、少なくともそういうことはできないんでしょうか。その災害のときにですよ、お伺いします。これは新しい事業だから、建設課長じゃちょっと分からないんでしょうから、町長お願いします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 地域施工支援事業のことですので、お答えしますが、合併して以降、地域施工支援事業、当初は、補助限度額は10万円でした。平成29年からの度重なる被災に關しまして、現在、補助限度額を20万に上限を上げさせていただいているところでございます。また、長野県佐久市のような大災害時の雨量基準等はございませんので、そういった意味で、災害前のいろんな改良や二次工事については対応できる制度となっておりますので、そういった形で支援してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 何度も言いますが、私、災害時のこと言ってるんですよ。通常ではあるでしょう。しかし、災害時の復旧というのは大変なわけですよ。今の建設課長の答弁は、とてもじゃないが納得できません。10万円を20万円にしたのであれば、豪雨でさらに厳しくなっているわけですから、30万円にしてもいいじゃないかというふうに思うわけですが、町長の言

葉もないんで、やるつもりはないというふうを受け止めざるを得ません。近年の豪雨は、数十年に一度は当たり前となっており、毎年同じような被害を受けている。場当たりのでなく抜本的な対策をとってほしいとの要望がたくさん寄せられ、昨日の一般質問でも多数取り上げられました。そのときの説明員の答弁では、例えば普通河川、町の管理だと思いますが、計画はないが、要望に基づき、予算の範囲内で緊急度の高いところから実施しているとのことで、予算がないから我慢してほしいと聞こえました。そこで伺います。昨年9月議会で、県河川課長の話として、町として全面改修は難しいだろう、パラペットや堆積土砂の浚渫など部分的対策でしのいでほしい、土砂撤去は、町の一般財源を使うしかない。そのため、一昨年になりますが、19号台風後、総務省が起債100%で、うち7割を国が負担する有利な財源措置をとった。今年、昨年からですが、令和6年で1回限り、ぜひ申請し、活用してほしいということを一一般質問で紹介をいたしました。町長は、バランスを見ながら判断すると答弁しましたが、その後、今回のような災害で普通河川の越水等も見受けられます。申請した河川はあるのか伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 新設された緊急浚渫事業債のことについてのご質問だと理解してよろしいでしょうか。この件に関しては検討を行っておりますが、現在、申請はしておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 土砂の堆積はたくさん要望があります。土砂を撤去すると、その洪水等を防ぐ効果は大きくあるということはもう自前のことであります。何で検討中で申請をしていないのか伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 起債要件、確かに事業費の充当率100%ということがありますし、基準財政需要額に70%算定されるというふうに、そういう過疎債と同様の事業債ではございませんけれども、様々なバランスを見て、現在申請するには至っておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 住民の人は今回の災害で同じようなところで同じようなこと起きると。早くからやってほしいということを行っているにもかかわらず、検討中と。これは今回の災害は、ある意味、そういう姿勢が生んだんじゃないかと受け止めざるを得ないんです。ここまでにしておきましょう。今年、農家を四重苦、五重苦が襲っています。豪雨災害、30kg当たりの米の値段が600円から700円もの大暴落、イモチ病の大発生、さらに長雨のため稲刈りができない。これからウンカ被害も気になります。町長は今、北広島町の農家を支えるため、全力を上げなければ農業離れが進み、耕作放棄地も増えるのではないかと思いますか。昨日の答弁では、残念ながら、農業に夢も希望も感じられませんでした。ここははっきり、四重苦、五重苦に苦しむ農家に寄り添い、相談に乗り、少なくとも豪雨による農地への土砂流入や法面崩壊、井手や水路など農業施設の復旧のため、町も財政支援で全力を上げると約束をできないか伺いましょう。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 先ほどの浚渫の関係でありますけれども、町管理の河川は、小さい河川でありますけれども、それについてはこれから計画的に進めてまいります。今回も冠川、志路原川にしても、それから出原川にしても県管理の川でありまして、ここらについては計画的に既に進めてもらっているということでもあります。町管理の河川につきましても、当然緊急度も考慮し

ながら進めてまいりたいと思っております。農家の皆さんに対する支援ということでもありますけれども、大きな災害でありますので、しっかりと激甚災害指定も受けた中で、できる範囲でしっかり支援をしてみたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） これをやめようと思ったんですけど、なかなかご理解ないんで、県の管理の河川は当たり前です。町が何々しようと思っても、それは共同するときはあるかもしれませんが、町が管理をする普通河川のことを言ってるわけで、県の河川を取り上げる必要全く今ないじゃないですか。農家支援の問題ですけども、激甚災害は40万円以上しか、国の査定を通ったものしか適用されないと聞いております。今の町長の答弁では、まだまだ農家の不安は払拭できないということを述べて、次に移ります。次は、黒い雨判決に基づく取組です。広島への原爆投下直後に降った放射性物質を含む黒い雨による健康被害をめぐる訴訟で、菅政権は、国が敗訴の広島高裁判決について上告を断念しました。そして、7月26日、原告84人に直ちに被爆者健康手帳を交付するとし、同じような事情の方については、早急に救済を検討したいと表明しました。原告弁護団の長年の闘いと、それを支える世論と運動が政府を動かしたのです。被爆者を幅広く救済することを求めた司法判断の確定は画期的であり、一刻も早く全ての黒い雨を浴びた被災者に手帳を交付するため一般質問を行います。さきの7月14日の広島高裁判決は、昨年の広島地裁の判決、国が指定した区域の外でも黒い雨の被害があったとして、原告全員を被爆者と認めるとの判決を支持し、国側の控訴を棄却しました。そして被爆者の該当基準について、原爆の放射能による健康被害が生じることを否定できないことを立証すれば足りるとするなど、地裁判決より踏み込んだ判断を示しました。さらに地裁判決では、癌など原爆の影響が考えられる疾病の発症を認定の条件にしていたましたが、高裁判決は、発症がなくても被爆者と認めるとしたのです。つまり黒い雨に直接打たれていなくても、空気中の放射性微粒子を吸うなどする内部被爆による健康被害の可能性にも言及したのであります。国の責任で戦争被害を救済するという趣旨の被爆者援護法を生かし、人道的な立場から広く被害を救済することを求めた重要な判決です。湯崎知事は、7月28日の定例会見において、県と市は、大滝エリアをベースに地域の拡大を主張しているが、その場合は、大体1万3000人ぐらいいらっしゃる。対象者の救済については、来年度予算に反映できるタイミングで国に判断してほしいとの考えを明らかにいたしました。そこで伺います。この湯崎知事の考えに対する町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 平成22年7月に広島県、広島市、廿日市市、安芸高田市、府中市、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町が合同で国に対し、原子爆弾被爆地域の拡大に関する要望書を提出し、この黒い雨の降雨地域の拡大を要望しております。また、今年7月20日には、広島県と広島市を除く本町を含めた2市5町が国に対し、広島県、広島市が裁判所へ上告しないことを認めること、今回の原告以外の黒い雨を浴びた方々にも救済の手を差し伸べること、早急なる制度改正などを要請しております。戦後26年が経過し、黒い雨を浴びた方々も高齢化が進んでおります。原爆の影響を受けた人たちを国の責任で救済するとして被爆者援護法の趣旨にのっとり、国の方向性を早急に求める広島県知事の見解と同様、本町としても関係市町と連携し、取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今の趣旨、大賛成です。こういう取組が高裁の判決に結び着いたというふう  
に思われます。しかし湯崎知事は来年度予算ということで、あと半年近くもあります。被災者  
に残された時間がありません。来年度予算でなく、直ちに手帳交付の申請を開始すべきと考え  
ますが、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 手帳申請ですけれども、県に確認したところ、いまだ国において援護の  
対象地域の拡大が示されておらないという状況でございます。今は、被爆者健康手帳を申請さ  
れても認定にならないといった状況でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうなんですよ。高裁判決が確定をした、菅政権も認めたにもかかわらず、  
手続やってないんですよ。だから一日一日、一刻一刻遅れるわけです。医療費の助成なんかは、  
申請した時点から始まるんですね。ですから、一刻も早くこれをすべきだという世論を北広島  
町も上げるべきだと。じゃあ北広島町はなぜそういうことをやるか、今度示したいのは、ちょ  
っと降雨図を説明したいと思います。この図をご覧ください。これまで国は、広島市中心部の  
爆心地から市北西部にかけての長さ約19km、幅約11kmと楕円形のエリア、青い点線で  
すけども、これを黒い雨が大量に降った援護対象区域、宇田降雨図と言いますが、この区域で  
黒い雨を浴びた人を被爆者健康手帳の対象としていました。これに対して2008年、先ほど  
町長も言われましたが、県と市含めた調査で、解析を担当した広島大学原爆放射線医化学研究  
所の大滝教授グループにより示された降雨図は、やや北西にずれ、従来の手帳交付する降雨範  
囲の6倍程度に及びました。湯崎知事は約1万3000人いるといった赤い枠、これが大滝降  
雨図です。この調査では、北広島町も豊平とか本地、南方等調査対象としましたが、調査対象  
数、回答数と内容について伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 平成20年に行われた原爆体験者等健康意識調査については、広島市の  
一部と安芸太田町の一部、北広島町の一部地域に、昭和20年の原爆投下以前から居住し続け  
ている方と、昭和25年1月1日から昭和27年12月31日までに、これらの地域に転入し、  
居住し続けていると思われる方で、かつ昭和20年8月5日以前に生まれた被爆者以外の方を  
対象に郵送による基本調査、その後、個別調査の2段階で調査をされました。本町だけの基本  
調査数は不明でございますが、安芸太田町と北広島町との基本調査の件数は1237件で、そ  
のうち回答があったものは678件ございました。基礎調査項目は、性別、生年月日、生活  
状況、原爆体験の有無、原爆以外の戦争体験、その他の災害体験の有無、黒い雨の体験の有無、  
健康関連、現在治療中の病気など全16項目に及んでおります。その後、個別調査についても  
本町だけの調査数は不明でございますが、これから、これらの地域全体で個別調査に協力する  
と回答した2万133人のうち869人を対象に個別調査が実施されました。この個別調査項  
目は、氏名、性別、生年月日、生活習慣、教育を受けた年数、身体的疾患の受療歴、健康関連、  
精神健康調査、健康不安尺度、差別偏見体験尺度など、全10項目でございました。この報告  
書の結論の中で、黒い雨は、従来言われていた範囲より広く、現在の広島市域の東側、北東側  
を除くほぼ全域と周辺部で降った可能性が示唆されたと結論づけられております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、詳しい内容の説明ありました。北広島町だけの数字がないということは

了解いたしました。この広島市と県の調査が2008年ですが、それより21年も前の1987年にこの範囲、赤い枠の外にも黒い雨が降っていたことが明らかにされたのです。それは1987年開かれた日本気象学会で気象研究所室長の増田善信氏が宇田降雨図の約2倍にもなる降雨域を発表したのです。すると発表直後から、全国から、それ以外にも降ったという情報が寄せられたため、湯来町、豊平町、加計町、広島市安古市町、五日市町、当時で、聞き取り調査やアンケート調査を行い、8月5日には芸北町など4町村を訪ね、全体で79名の証言を得ました。これらを含め、最終的に358人の資料が得られ、新しく作ったのがこの緑の線が増田降雨図です。この図でも明らかなように、少しでも雨が降った地域は、爆心から北北西約45km、島根県と広島県の県境付近にまで及び、東西方向の最大幅は36km、面積は東京都の約半分1250km<sup>2</sup>で、従来の宇田氏らの赤い線の小雨、大雨降雨面積の約4倍に及びました。これを見ても分かるように、極めて不規則な形をしています、このピンク色の部分、これが北広島町と重なる地域で、芸北地域のオ乙や溝口、大朝の筏津まで含んでいます。合併以来、黒い雨を浴びたとの相談について、地域ごとの件数と内容をお答えください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 現在、毎年実施されております黒い雨体験者相談支援事業につきましては、平成25年10月より開始をされております。令和2年度末までに千代田地域3名、豊平地域12名の計15名の方が利用をされております。これらの方の黒い雨を体験した場所の内訳につきましては、現在の広島市が6名、安芸太田町が3名、北広島町が6名となっております。相談件数は延べ29件で、その内容につきましては、自身の疾病と黒い雨との関連についての健康不安が大半を占めております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） それだけの方が相談に来たと。相談に来れない方、行ってもしょうがないよねという方もあると聞いております。先日、旧芸北町で、40年前と50年前に編集された原爆の追憶というのがありますが、2冊を調べてみました。すると、8月6日に奥中原、細見、小原にいた3の方が雨が降ったと証言をされておられます。また、大朝では、田原の方が、曇を干していて畑から帰ったら大粒の雨が降ったと証言をしています。これらの証言から、増田降雨図が示しているように、今の北広島町の広い範囲で黒い雨が降ったことは明らかです。先ほどの答弁では、人数は二桁、十数名とありましたが、小原の方、存命かどうか分かりませんが、あるんです、地域的には。それで伺いますが、北広島町で黒い雨を浴び、現在も存命されている方は何人ぐらいおられると推測されますでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 人数を推測するのは非常に困難でございます。黒い雨体験者、先ほど申しました体験者事業ですけども、その相談会を利用された方で、現在も本町に在住されている方は5名おられます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 私がいろいろ話を聞いたわけですが、先ほどもありましたが、町外で黒い雨に遭った方もおられます。町外で黒い雨を浴び、存命の方は何人ぐらいと聞いたかたんですが、これも困難だろうと思います。ですから、改めて黒い雨を浴びた方がいないか調査したらどうかと。これまでは宇田降雨図、あの狭い範囲の大雨エリア以外では被爆者健康手帳の交付対象となっていなかった。要は、それ以外の地域で黒い雨を浴びましたと、例えば北広島町に

相談に来る、北広島町が県の相談室を紹介する、ところが県は、地域が外ですから申請はできませんよということで受け付けていませんでした。しかし、この増田降雨図、北広島町を大きく含める、この地域で雨が降った、黒い雨が降ったことを、浴びたということが言えれば、もうこれは手帳の交付対象になるわけです。それをさっきから言っている。そういうことなんで、もう一度改めて、大々的な調査までいかないかもしれませんが、ぜひ調査をする考えはないか伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 町として独自に調査する考えは今のところ持っておりませんが、平成22年に提出した要望書の中に、この広島県が要望した降雨図よりも、さらに大きい範囲で雨が降ったのではないかと国を国の責任で調べるようにという要望もそこに添えさせていただいておりますので、その状況を見ながら、町としては判断をしていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 町として独自には考えていない。これも理解できないんですけど、少なくとも広報きたひろしまにそういう内容、遭った方いませんかと、ありましたらご相談くださいというようなことだけでもできないかどうか伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） おっしゃるとおり、黒い雨、その降った地域がまだ特定をされておられません。そういったこともあろうかと思っておりますので、広報等、黒い雨の相談会も行っておりますので、そういったことも併せて広報はしてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 降った地域が特定されていないとおっしゃられましたけど、私、何のためにこの一般質問の貴重な時間の中で図まで書いてやったのか。高裁が認めたんですよ。今回の高裁判決では、お読みになりましたかね。宇田降雨図、大滝降雨図、増田降雨図全てを認めているんです。原告は、大滝降雨図の中にある人たちです。しかし、増田降雨図にいる人も黒い雨を浴びた者は、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあったものであるというふうに、その趣旨を高裁が認め、国は控訴を諦めたんですよ。確定したんですよ。だから雨が降った域は、裁判上の判決上は決まってるんです。決まってないという趣旨はどういうことか示してください。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 先ほど答弁させていただいたように、国において援護の対象地域の範囲が示されておりませんので、そういう回答をさせていただきました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 福祉課長が言った降った地域が特定されていない、撤回してください。どうですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議員おっしゃるとおり、それぞれ増田降雨図も含めての範囲のことですけども、裁判上は、そういうふうに認定はされたというふうには認識をしております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 裁判の判決が確定された内容に基づいて法は動くんですよ。行政の人は特にそうですよ。ですから、降った地域は特定されたと、何で言えないのか。もう一度お願いします。

す。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） ただいま国のほうで、そういった範囲を特定をする最終的な制度改正等が行われておるといふふうに聞いておりますので、それを受けての対応かと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 黒い雨を浴びて困っている人たちの立場に立っていない。判決自体も、首相も認めたんですよ。控訴を断念というのは認めたことなんですよ。その高裁判決にそういうことが具体的に書いてあるわけです。それにもかかわらず、国がそういうことしないから、分からないんだという言い方は極めて問題があると思います。これについては引き続きやっています。先ほどあったように、北広島町で黒い雨に遭った人は被爆者健康手帳申請できるんです。しかし国が定めてないからできない。ですから国に対して、早く、一刻も早く申請を進めるように県と一緒にやる。それは先ほど町長も言われましたように、範囲を含めてやりなさいということですから、それは町長いいんですよ。そういうことで、早くやれということはいいか。それで、原爆投下から76年間、黒い雨を浴びた方たちは放射能の影響を危惧し苦しみ、不安を持って暮らしてきたのです。先ほどの答弁でも明らかです。高齢化が進み、多くの方は亡くなっています。被爆者に残された期間は僅かです。黒い雨を浴びた方たちが一刻も早く被爆者健康手帳が受けられるよう、国や県に対して早く申請用紙を作成し受け付けよと、これまで以上に強く求めるべきと考えますが、最後に町長の意見を伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 最初にも申し上げましたが、7月20日に提出した要請文書の中で、そういう文言も入れさせていただいておるところであります。いずれにしても制度改正が法としてきちっとできなければ動くことはなかなか難しいというふうに思っております。そういう要請は引き続きしてまいろうと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7月20日に言ったからいいのかでない、その後判決が出されている。国は控訴を断念した、大きな変更なんですよ、確定したんですよ。そうであるならば、早く、一刻も早くやってくれということをやすべきだと思うんですよ。それができないのか。引き続き取り組みますということだと、当たり前のことであって、知事も来年度予算でと言ってます。もっと早くやってくれということ県に言えませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 繰り返しになりますけども、制度改正を早くしてくださいという要請は引き続き行ってまいります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩します。11時15分から。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

- 議長（湊俊文） 再開いたします。町長より先ほどの発言の訂正の申し入れがありましたので、これを許します。町長。
- 町長（箕野博司） 2点ほど修正させてください。美濃議員の一般質問に対する答弁の中で、府中町と言うべきところを府中市と言ったようでありまして、もう1点は、戦後76年を経過したところを26年と言ったようでありまして、訂正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。
- 議長（湊俊文） 次に、8番、梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。さきに通告しております2点について質問をいたします。まず、1点、この北広島町も力を入れておりますスポーツによる活性化というタイトルが1点目でありますけれども、先日来、東京五輪もパラリンピックも終了いたしました。スポーツは多くの感動と喜びを与えてくれます。高校野球も新庄学園が全国大会に出場し、なかなかいい試合をしましたけれども、9回のツーアウトでホームランを打たれるという劇的な幕を閉じましたけれども、やはり感動するものがあったというふうに思っております。そしてまた、パラリンピックの北広島町出身の白砂匠庸選手も、男子やり投げで6位という入賞をもらって頑張ってくれたということでもあります。本町では、第2期北広島町スポーツ推進計画2021から2025年の5年間でございますけれども、それを策定しているわけでもあります。国においては、2015年の10月にスポーツ庁が設置され、2017年3月にスポーツ立国を目指す指針として、第2期スポーツ基本計画が策定されました。広島県も2018年4月に知事部局にスポーツ推進課が設置をされ、スポーツ関連行政を総合的、一元的に推進するという動きもあります。北広島町としても2010年3月に日本一元気なまち北広島町を目指し、スポーツ振興計画を策定しております。そして2019年度から国の地方創生推進交付金を活用したスポーツをキーワードとした地方創生事業に取り組んでいるわけでもあります。その取組の結果は、各方面で表れていると思うわけでもあります。中高生のクラブやどんどり北広島ソフトテニス、冬のスキー競技など、世界や全国で活躍しているという状況が出てきています。今後について、強化や改善点や町民の協力などどのように考えられているか、最初に、大きな意味での取組方をお聞きしてみたいと思っております。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（沼田真路） 本町を拠点とする団体や個人など、トップアスリートの国内外での活躍は町民に勇気や希望を与えると同時に感動を与え、町民の生活に活気や潤いを創出しております。また、シビックプライドの醸成にもつながっていくことから、スポーツによるまちづくりに取り組んでいるところでございます。本町におけるアスリート支援につきましては、主なものを3点挙げさせていただきますと、まず、1点目が全国大会への出場者に対する助成でございます。次に2点目が、世界で活躍する選手、団体について、ふるさと寄附制度を活用したトップアスリート支援事業でございます。3点目が、活躍や活動についての情報発信でございます。特に3点目の情報発信について、しっかりと取り組んでいく必要があると考えております。現在、ホームページやきたひろネット、町広報紙、公式SNS等活用し、大会情報やその結果などを町民の皆さんへ周知を行っております。町民の皆様にも多くのアスリートの情報を提供することにより、アスリートへの協力やスポーツによるまちづくりの機運の醸成を

図ってまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろと取り組めることを、項目を立ち上げながら動いてもらっているということで感謝をしているところであります。さて、私は2013年の2月の議会の一般質問で、地元の小規模高校を支えようというタイトルで一般質問したことがあるんですけども、その当時、今から8年7か月になるだろうと思うんですが、そのときは小規模校、小さい規模の高等学校は、できれば統廃合したいという県なりの動きがあって、私たちが住む北広島町では、例えば千代田高校であるとか加計高校芸北分校等が小規模に組み入れられるというふうなシステムの中で、やはり地元の高校を何とか特色のある高校にしていき、地元の中学生から地元の高等学校に行って、そこで地元が大きく支えて元気を出していこうじゃないかという意味の質問をしました。そのときに、小規模校ですから、クラブ活動で野球とかサッカーとか人数の多いというのはなかなか難しいだろうから、例えば小人数でもできる器械体操や、柔道や、剣道や、アーチェリーなどというようなスポーツを取り入れて、他の地域からも、地元の地域からも、その地元高校へ行こうじゃないかというふうなことを提案をさせていただきました。そのときの教育長の答弁は、小学校、中学校でないから、たちまち県の管轄するところだからということで、県のほうから、いろんな情報を得てもらっての回答をいただきましたが、具体的にどのような方向でいこうということにはならなかったんであります。そのときに私は、県立高校の世羅高校を地域ですごく盛り上げながら、駅伝高校として立派に県の代表として頑張っているのを例に出したわけでありまして、やはりその当時も芸北中学校から世羅高校に行って、駅伝に出てというふうに活躍してくれた子もいましたし、その後、千代田中学校から世羅高校にも行き、陸上部のキャプテンになって京都で走ってくれた子たちも何人もいます。そのようなことを以前、8年7か月前に質問しましたが、さらに今度は、私は今日はひとつ、中学校のクラブ、あるいは小中高校生が頑張っているクラブを紹介をしてみたいと思うんですが、これまでもこの町で器械体操に取り組むクラブがあって、そこには30人ぐらいの小中高校生がいます。これまでも高校生、中学生は、個人では全国大会やインターハイ、国体に出ていることはありましたけれども、今、このクラブは、今30人ぐらいいるというふうに言いましたけれども、個人ではなくて、中学校ですけれども、千代田中学校で4人1チームで、これは女子でありますけれども、4人1チームで県の大会に優勝し、中国大会に優勝し、全国大会に出場する、団体で出場するということはこれまでなかったわけでありまして、ご存じのように、体操というのは、床、跳馬、段違い平行棒、平均台という女子は4種目、男子は6種目ありますけれども、中学生が1年生が2人、2年生が2人で全国大会に行きまして、全国から16チーム集まるわけでありまして、結果は、トータルで14位ということでありましたけれども、それにしても初めての全国大会で戦ってきたと。来年になれば、また小学生が中学生に上がります。そうすると今度は1年生、2年生、3年生でチームが組めて県大会、中国大会を多分1位で通過するだろうというふうに想像ができるわけでありまして。そしてまたさらには中学生がまた上がってきますから、団体戦は組めていく。だんだん強化をしていくということは考えられる。そのおかげには、町の運動公園の体育館を以前使わせていただいておりますが、体育館は、器材を出しっ放しにすることはできませんから、セッティングをしたら、練習が終わったらカッティング、しまわないといけないんです。その時間がすごく貴重なわけで、どんぐり財団さんが今管理しておられますが、ある倉庫をちょっと自分たちで改造して、改造してでも

いいから練習して、セッティングをそのままにして、次の日にまたそのまま練習できてというふうなことの工夫をして便宜を図っていただいたということもあって、随分それぞれの子供たちが競技力を高めてきたと。その倉庫の中には横断幕等がいろいろと張られたのを持って帰って、みんなで、次には自分たちが頑張ろうという頑張りが本当に見えているわけでありまして。今までは個人で大会に出ておりましたが、その競技を続けようと思ったら、他県に出るか、あるいは県内でもいいところへ行けるような学校を選ぶしかなかったんです。そこで私は今、中学生が、千代田中学生が千代田高校にこぞって行ってきて、団体で全国大会に行くというふうなレールを敷けないだろうかということ、今いろいろな関係者と話をしているところなんです。前回、8年7か月前に芸北の出身の人が芸北分校に、地元の高校という意味ですよ、何人行っていますか、千代田地域から千代田高校に何人行っていますか、進学率は何%ですかというのを聞かせてもらったときに、5年間の数字はいただきました。今回もやはり地元の高校を何とか盛り上げていこう、地元のスポーツをもっと高めていこうという意味を含めて、実態を報告して答弁を求めたいと思うんですが、さきに質問しておる分は一覧表を作ってもらっていますので、非常によく分かるんですが、大体千代田地域から千代田中学校というのは、やはり8年前、5年遡ってもらってますから、13年ぐらい前からのデータですが、ほとんど変わってはいませんが、むしろ千代田地域は少し減ったですかね。以前が59%、51%、45%だったんですが、今は、2016年、平成28年には持ちこたえて51%、あるいは52%というのが2017年でありますけども、そこら辺は少し地元から地元へということが増えてきましたけれども、芸北の場合は、他の地域からも芸北分校に野球やスキーで来る子もいるみたいであります、芸北の場合は、過去の例で言いますと、2008年が65、2009年が86、2010年が60%、2011年が85%、2012年が79%というふうに地元から地元であったんですが、このたびの資料は皆さんのところにも手元にいつてると思いますが、2016年が72%、2017年が76.2%というふうに、かなりの高率で地元におられるということで、やはり地元の高校を何とか高めていく、それをするには、やはりクラブが魅力があって地域が支えるということが必要だというふうに思います。今、北広島町が本当に力を入れ、スポーツをキーワードとした地方創生の事業に力を入れるということでもありますから、ぜひ、物心両面にわたる力添えを一つのクラブではあっても、そのクラブがまた違うクラブに物事が移行していくというふうな元気さを取り戻すというか、喜びを求められるようなことになろうというふうにも思います。ぜひ、これからも大きな力を地元の青少年に力を注いでいただきたいというふうに思っております。原稿は書きましたが、原稿を見ずにずっと行ってしまったので、大方言うてしまったような気がしますが、それだけ熱を込めて皆さんにお伝えをしているということでもあります。今も一生懸命いろいろなクラブで、今、器械体操のことしか言いませんでしたけども、頑張っている子供たちを、それこそ千代田中学校でいうたら陸上部も強いですし、サッカーも強いです。そういうところを全体的に大きく支えてもらう。それは指導者も影響がありますから、人事異動していく、教育長のほうの力も若干、若干じゃないですね、もっとあるかもしれませんが、そういうふうなことも含めて考えていただくことができるのかどうなのかということも含めてお聞きをしてみたいと思います。先ほど進学率の分は、もう数字をもらいましたし、私とその数字も言いましたので、要りません。そこら辺の力と、私が言ったトータル的なことを教育長はどのように考えか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（池田庄策） ご質問いただいたことは全てお答えいただいておりますので、私も前から地元高校、当然私学も含めて、しっかり町内の中学生が町内の高等学校に進学していただきたいということを願っておりますし、高等学校にもお願いしております。それで教育委員会といたしましては、部活のみではなくて、子供たちのいろんな多様な進路をかなえてくれるということも含めて地元の高校にしっかり努力していただきたいというのはこれからもお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） スポーツに関わっては学校教育もあり、社会教育もあるわけであります。いずれにしても練習をするところが確保されない限り、なかなかやりたいなと思ってもできません。ゆとりの時間ということもあって、学校のクラブにしても、お休みをとるというふうなこともありますし、それもお休みをとっていただかなくてはならないということもありますが、お休みをとると、またその分、筋肉をつくっていくのにはかなりの、またエネルギーが必要なんでということもあつたりしますから、どちらがいいのかというのは、私も言い切ることはできませんけども、ぜひ、そういう環境の整備を急いでしていただかなくてはならないということもあろうと思いますし、どのスポーツにしても、いろいろな器材が必要であります。その器材には、やはり耐用年数というか使用する年数というのが決まっています。その使用する年数の中で切り替えをしていこうというふうなことにはなかなかないというのは分かっておりますけども、そうは言うても、鉄棒なんか、段違い平行棒なんか、かなりの重力が一気に、一点にかかってくるということもあつたりしますから、やはり、けがということも考えると、柔らかみのある弾性があるうちに器材を切り替えないと危ないよというふうなこともあつたりします。そこら辺の点検というのは、全く私も原稿の中に入れておりませんが、使用できる年数の中にきっちりとおさまるということはできませんが、そこら辺の注意というか、気をつけておかにゃいけないということは大事なことであります。そこら辺はいかがでしょうか。器材等の点検。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 運動公園等の資器材につきましては、指定管理者によりまして、月に一度点検をしていただき、報告書を提出していただいております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） もともと運動公園に、アザレアができて体育館が新しくできた。千代田の話ですけども。森下さんが町長しよっておってもらったときにできたんでありますが、そのときに器械体操でいえば2000万近い予算を組んでいただいて体操器材を、大きなトランポリンも含めてであります。購入していただきました。それはもう多分30年も前の話になろうと思うんですが、その間、例えばエネルギーの財団から寄附をしてもらったりというふうなことで器材が増えたりしたことはありますが、その間、町のほうで買い足してもらったものは、私はないんだろうというふうに思いますが、その認識は、仮にあればお伝えしたいと思いません。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 令和2年度まで生涯学習課のほうで管轄をしておりましたので、こちらからお答えをしますが、私が記憶している中では、更新をしたものはございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 更新をしてもらってないということですから、30年ぐらいずっと使っているのかなというふうに思いますので、そこら辺は、今後いろいろと点検をしてもらいながら、けがのないような、使用してもらう側、貸すほうの側としての責任というのは、しっかりと考えていただかなくてはならないというふうに思います。それから、今、コロナ禍の時代ですから、なかなか公共の施設が利用できないという状況にあります。例えば廃校になった小学校の体育館を地元といろいろと協議をしながら使えるというふうな状況はありましようか、ないでしょうか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 廃校になりました小学校の体育館等のご質問でございますので、管財課のほうからお答えいたします。普通財産を所管します管財課といたしまして、議員おっしゃいます、常設で広い練習場となるものとしましては体育館が考えられますが、想定される千代田地域には該当の普通財産の体育館はございません。また、他の地域でも常設の広い練習場が確保できる場所は現在のところはございません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今は管財課長が答弁されたのは普通財産に特定されたように思いますが、教育委員会の管轄の財産、例えば川迫小学校は管財課の該当ではないでしょ。あえて言うてもらったんでありますが、今言いました川迫小学校の体育館ということ考えたときには、どのような回答ができるのですか。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 川迫小学校につきましては、現在も学校教育課で管理をさせてもらっておりまして、体育館については、地元の利用の方について優先をさせてもらっております。それで器械を置けるかどうかといった検討はちょっといたしておりませんが、川迫小学校のあり方として、今後しっかりとした方向性を打ち出してまいりたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 川迫地区の地域の代表の方とお話をして、体育館は、千石太鼓か何かで使われておられたのだろうなというふうに思って、そこに例えば体操器材を常設させてもらって使うことができますかねと言ったら、それは教育委員会のほうにお話をしてもらって、いいですよということになったら、OKだと思いますよというふうに言ってもらって、教育委員会の学校教育課の職員さんと話をしましたが、それが通じてないというのが、ちょっとどういうことなのかなというふうに思います。調整ができれば、いいですよというふうに言うてもらえましたが、ただ、コロナ禍の時代、運動公園が使用できないよというときに、ここは使用できるよということにはならないですよという回答は得ているんですよ、担当者の方から。言うてみれば、今のどんぐり財団が与えてもらってる倉庫を改造したところは少し手狭であるというのがあるんで、広いところで常設できる場所があれば、何か、それこそバレーか何かするときには、邪魔になったらどけないけれどもというふうなことは地域振興会の会長さんと話をしたりしております。今の分では、課長のほうに言葉がいつとらんというのが、よう分からなかったんであります。もうちょっと協議をしてみてください、そういう面も。それこそ、私が言いたいタイトルは、体操のまち北広島町、千代田地域というふうなことができる可能性が残って

いるんなら、そういうふうな面も広げてみてほしいということでもあります。それでは、新型コロナウイルスの現状と対応という2問目に移りたいと思います。このタイトルも同僚議員が随分言われてきたのかなというふうに思います。数字も欲しいというのも質問の中に入れておりますが、毎日中国新聞に出てるので、その質問はなしということにしたいと思いますが、今、やはりコロナコロナで、全国的にいろいろなことが制限がされております。私はまだ接種はしておりませんし、接種をしようと思っていないであります。健康な体でおるのに、なして先に予防接種をせにゃいけんのかという思いが私にはあります。もう一つ、なぜ接種をせにゃいけんのか、あるいは接種をしようという世界的な風潮が出てきているのを何の疑問もなく、政府が65歳以上の方から接種をしましょうというふうなことを言われて、ここにおられる方は65歳以上の方が多いのかもしれませんが、ほとんどの方が、もう接種をされたということかもしかかもしれませんが、いいものか悪いものか分からん段階であります。課長、保健課長に聞かにゃいけんのですが、あれはいいものですか悪いものですか。その結果はどこかあるんですか。誰もが信用して信頼して接種をしよるんだらうと思うんですが、そのところ、まずスタートは、打っていいんですか、悪いんですか、聞きます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） ワクチン接種につきましては、ワクチンを接種することによりまして感染の予防ができること、また重症化予防ができることと言われておりますので、打っていただいたほうがいいものではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 大事な人の命なんですよ。そのように考えています。それは課長個人が考えてならいいですが、行政がそのことを推進をしよるんですよ。それこそ受けた人も長蛇の列で並んで受けた人もおってでしょ。そうじゃなくて、実は受けたとは思っらんのですが、行政の一員であるから拒否することはできんですよという話も聞くわけです。そこで、本当に効果があるのか効果がないのかというのを、例えば製薬会社、あるいは病院がはっきり言うてくれにゃいけんのんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 全国的な新規感染者数、あるいは重症化等々の報道等見ましても、高齢者の方、接種が進んでおります高齢者の方につきましては、感染者数等減少しておるという結果は得られております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） いろいろな新しい薬をつくるのに、製薬会社というのは研究を5年、あるいは10年ぐらいいし、いろいろなモルモットを使ったりしながら、大丈夫だよというふうな結果があって、厚生省は認可をしていくという手続を踏むわけではありますが、あまりにも認可といいますか、ワクチン接種が一気に、早過ぎるというふうに思うわけですが、そのことを変だなというふうに思われませんか、いかがですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 国のほうがワクチンの承認をしております。それによって国のほうが政策的に接種を進めておりますので、それにしたがってワクチンの接種体制を進めているところです。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 国が言うんだから、仕方がないよというふうな雰囲気聞こえますけども、このワクチンに毒性はあるのか、あるいは2回接種をするということでもあります。広島、安佐南区のほうでは3回、医師グループが9人や、3回打ったというふうなこともあって、ちょっとペナルティーを課さなきゃいけないのかなというふうなこともありました。それも異例な話ではありますが、毒性のことについてと副反応、拒否反応等の症状があるのかなのか、あったらその例をお聞きしたいのと、時間がないので一気に言わなきゃいけないのですが、ワクチンを打っていない方が死亡しましたというのはラジオ・テレビで言いますけども、接種した人が亡くなったというのは一つも聞かんであります。私は、あんなことはないと思います。そのところをちょっとはっきりしてほしい。接種は受けたけども、何人中何人亡くなりましたという例があればお聞きします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） まず、副反応でございます。副反応には局所症状と全身症状とがあり、局所症状としては接種部位の腫れ、痛み、発赤などがあり、全身症状としては、だるさ、頭痛、筋肉痛、寒気といった症状が想定されており、実際に起こっている副反応となります。ワクチン接種後の死亡ということもございますが、8月20日までに1093人、接種後に死亡されたという報告はございますが、その方について、接種が済んでいる、済んでいないということについては承知しておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 報道も偏り過ぎる報道であろうと私は思います。課長も今おっしゃったように、接種をした人が亡くなっておるよというのは聞いているが、言われたが、もっとそこら辺もしっかりと、打ってない方が何人か亡くなられた、感染した人が何人か亡くなられたというのは報道するわけではあります。打った方の死亡というのは、ほとんど聞かないわけで、そのところをもう少し聞いてもらうようにしてもらいたいというふうに思います。これは新型コロナウイルスの質問でありますから、少し突っ込みますけども、ブレイクスルー感染というのがあって、2回接種をしているけども、それをしても、また感染するんだというのがブレイクスルー感染だそうですが、それは軽度な状況でなかなか発見に至らないということではあります。それらについて新たな段階に入っているというふうに思いますが、そのことの言葉の意味と、それから中身についてご存知だろうというふうに思いますから、答弁ができればお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議員おっしゃられたように、2回接種後でも感染される方はいらっしゃいます。それにつきましても個人によって抗体の差もございまして、それによって感染するといったこともあるようです。そして、既に新型コロナウイルスに感染された方についても再感染されるといったような状況もあるようです。今後、変異ウイルス等がいろんな国で発見されております。そういったところの対応も日本ではまだ入ってきていない変異ウイルス等もございまして、今後そういったことも含めて状況が変わってくるのではないかと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今、日本に入っているワクチンの社は多分4社ぐらいあるんだろうと思いますが、私、不思議でならないんですけども、日本製はなぜできないのでしょうか。課長に聞いても分かりにくいかもしれませんが。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 日本の製薬メーカーも現在国産ワクチンの開発を進めて、臨床試験をされているというふうに聞いておりますが、まだ実用化には至っていないということでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） やはりそこそこの何とか株とかいうふうな言われ方もしますけども、そこそこで、やはり菌というのが地域性があるわけですから、ぜひ国内産をつくってもらって、安心して厚労省は許可をするというふうなことになるれば、私も早速に、遅くとも一番最後の、日本人の一番最後であっても受けていいなというふうに思うんですが、そういう時期少し待ちたいというふうに思いますが、最終的に保健課長、どのような状況になるというふうにお考えですか。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 現在、本町におきましてもワクチン接種を進めております。先ほども申しましたように、全員が、仮に全員が打たれたら、新型コロナが終息するというわけにはいかなないと考えております。先ほども申しましたように、変異ウイルスなども想定しながら、引き続きウィズコロナといったところで感染対策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 最後に町長に今のコロナウイルス感染のことについて、これからの対策の方法があるならお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） コロナ対策でありますけども、感染対策、基本的なことをしっかり守っていくというのは、まずは第一だと思っております。ワクチン接種もいろいろ個人での思いはあるかも分かりませんが、統計上やっぱり感染しにくくなっている、重症化しにくくなっているというのは事実だというふうに思っておりますし、今後もこのワクチン接種については進めていきたいと、こう思っております。ただ、新しいデルタ株とか、いろんなものが変異が起きているというような状況も一方ではありますし、今後の状況を見ながら、また国のほうも対応を考えていくと思っておりますし、町としても、そういった対応をしていきたいと思っております。若干今、北広島町も鎮静化しているというふうな気がしておりますが、油断をすると、またすぐ増えるというような状況も生まれてこようと思っておりますので、ウィズコロナという言葉がありますけども、コロナ対策を今後とも継続はしていかなざるを得ないだろうと思っておりますし、しっかりこの難局を町民の皆さんと一緒に力を合わせて乗り越えていきたい。全国的にもそうではありますが、と考えております。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。暫時休憩します。午後1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 00分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（湊俊文） 再開いたします。午前に引き続き、一般質問を行います。2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、さきに通告しております、町が負担する借地料と費用対効果等の状況について、吉川元春館跡歴史公園建物の修繕維持と活用について、この2点について質問をさせていただきます。質問の前に、この場を借りてお伝えしておきたいことがございます。既に昨日、あるいは今日、同僚議員の質問にもありましたが、8月初旬の台風9号の風雨以降、2週間以上にわたる激しい降雨で町内各地で大きな災害となっています。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、避難指示や緊急安全確保の警戒が長期間続き、限られたマンパワーの中で、防災や減災、住民の安全確保や避難所対応などの業務に懸命に取り組まれた職員や消防団員、地域組織など献身的な支えに努められた方々、また災害復旧に積極的に努められているボランティアや地域の皆様に、町民の一人として感謝と敬意をお伝えしたいと思います。ありがとうございます。では質問に入ります。まず、1つ目、町が負担する借地料と費用対効果等の状況について伺います。北広島町には数多くの公共施設等があり、地域活動やコミュニティーに重要な役割を果たしています。一方、それら建物施設の老朽化は進んでおり、老朽化対策や修繕維持、あるいは処分といった経費負担は町財政に大きな影響を及ぼす状況となっています。事実、現状では人身に影響があるような極めて緊急性の高いものは何らかの対処がされるものの、長寿命化や老朽化対策、修繕維持といった施設管理はなかなか進まないといった声を多く聞いています。町財政が厳しい中で収入をいかに確保していくかという課題に取り組むことは当然ですが、いかに支出を抑制していくかを考え取り組むことも住民サービスを広く提供、維持、あるいは新たに展開していくためには必要だと考えています。限られた財源の中で、厳しい町財政に取り組まれているところですが、今後、町が所有、または管理する土地及び公共施設等のあり方を考えていく中で、町が負担する借地料等の状況について質問をしてまいりたいと思います。まず、町が所有、または管理する土地及び公共施設等について、地域ごとに、土地については筆数と面積、施設等については、その棟数を伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） お手元に配付しております資料に沿いまして、ご説明を申し上げます。町が所有または管理をする土地及び公共施設等の筆数、面積、棟数については、芸北地域が土地が196筆、面積が189万2724㎡、棟数につきましては123棟でございます。大朝地域につきましては、土地が181筆、面積が34万8381㎡、施設につきましては133棟でございます。千代田地域につきましては、土地が565筆、面積が58万1930㎡、施設につきましては181棟でございます。豊平地域につきましては239筆、面積につきましては39万3986㎡、施設が147棟でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、地域ごとの筆数、面積、施設等の棟数をお答えいただきました。この中で、施設の棟数、合計で584棟になろうかと思っておりますけれども、これに対して、筆数が1181筆、約2倍となっておりますけれども、これは町が所有、または管理する土地だけのものがそれだけあるということですか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 公共施設が建っている土地は何筆にもまたがって建っている場合がございます。特に学校や運動公園は、筆数が約30から70筆のところがございます。非常に多くの筆数の上に施設が建っておりますので、施設数に対しての筆数は、その数になります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 施設がある土地が筆数が多いものがあるというふうなことだと思います。芸北地域の町が所有、または管理する土地、およそ189haということで、ほかの地区と比べて突出しておりますけれども、これは町有林が要因ということでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 芸北地域にあります公共施設の中には町有林に建っている場合がございますので、議員がおっしゃいますとおり、他地域に比べますと、突出した要因となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 状況が分かりました。千代田地域なんですけれども、施設等棟数が181、これに対して3倍以上の筆数565となっております。この値も他の地区と比べて突出していますが、先ほどお答えのあった、前々問ですね、というふうなことが要因だと考えてよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 要因としましては、南方地域でございます広島県中古自動車販売所組合、JUさんに置かせている施設の筆数が176筆、千代田地域の学校施設でございますが、172筆、それから道の駅舞ロードインター千代田につきましては52筆と、筆数が非常に多い施設があるためでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、3つの建物に関する筆数をお伝えいただきました。そうなんですというものが正直な感想です。次に町が負担している借地料について伺っていかうと思います。町が借地料を負担している土地及び公共施設等について、地域ごと、土地については、筆数と面積、施設については棟数をお伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 町が借地料を負担している土地及び公共施設等の筆数、面積、棟数につきましては、芸北地域、土地10筆、面積2245.5㎡、施設につきましては1棟。大朝地域につきましては、土地93筆、面積20万3279.3㎡、施設についてはございません。千代田地域につきましては、土地237筆、面積8万8358.3㎡、施設につきましてはございません。豊平地域につきましては35筆、土地面積につきましては2万6971.8㎡で、施設につきましてはございません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この中で大朝地域、筆数が93筆なんですけれども、面積が20haとなっております。この20haが他の地区に比べて大変大きな面積となっておりますが、この要因は何でしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 大朝地域につきましては、熊城山生活環境保全事業で保安林19万17

65㎡を借地としていることが主な要因となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 保安林なんですね。分かりました。ありがとうございます。この中で千代田地域、借地料負担の筆数が237筆、これは全体数375から見ると、約63%を占めているわけですが、ほかの地区に比べて筆数が大きくなっています。この要因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 千代田地域は、総じて借地による公共施設用地が多いのですが、特に学校関係の筆数が108筆、消防団屯所、防火水槽の筆数が69筆と突出しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 千代田地域では総じて借地が多いというお答えだったと思います。次に、町が負担している借地料について地域ごとに負担額を伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 町が負担しております借地料について地域ごとの負担額、また土地のみの施設等の負担額については、芸北地域が土地のみ28万9255円、施設は1万円、合計29万9255円でございます。大朝地域につきましては378万311円、施設はございません。合計も同じです。千代田地域につきましては、2092万9901円、施設はございません。合計も同じです。豊平地域につきましては329万9476円、施設はございません。合計欄も同じでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどの質問の後に、土地と施設等のそれぞれの負担額を伺う予定でしたが、いましがた土地と建物分けてご説明をいただいたので、これに関連する質問を続けていきたいと思っております。千代田地域の借地料負担額が約2100万円と、全体額、これが2829万円、およそ2830万円ありますけれども、これの74%、割合でいくと4分の3近くを占めていることになりましたけれども、この要因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 千代田地域は、町営住宅や学校用地など借地料が高い筆の面積が多いためでございます。大朝地域は、約19万㎡の熊城山生活環境保全事業として保安林を借地料の単価にしているため、金額は面積に比べて低くなっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 借地がある、多いことが土地の代金が高いというふうなニュアンスで感じさせていただきます。ちなみに、先ほどお示しいただいた数字のうち、公共施設がある借地の筆数と借地料、これは地区ごとにどのような状況になっているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 公共施設の底地が借地の場合でございますが、芸北地域につきましては5筆、面積が1489㎡でございます。建物につきましては1棟でございます。大朝地域につきましては、筆数が21筆、面積が1万2098.7㎡でございます。棟数につきましては、建物はございません。それから千代田地域につきましては148筆、面積につきましては6万8931.17㎡、建物につきましてはございません。それから豊平地域につきましては、筆

数が22筆、面積につきましては1万2925.6平米、建物につきましてはございません。  
合計、筆数が196筆、面積につきましては9万5444㎡、建物につきましては1棟でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 面積合計をお示しいただきましたが、9万5344.47の誤りではありませんか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） すみません、合計を間違えておりました。失礼しました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどの質問の中で、地区ごとの借地料もお伺いしておりますけども、それはお答えいただけますか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 借地料でございます。借地料につきましては、芸北地域が21万744円、大朝地域につきましては283万3517円、千代田地域につきましては1677万8361円、豊平地域につきましては204万9558円、合計2187万2180円でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ありがとうございます。公共施設の建物がある借地、底地ですね。この借地料が分かりました。借地料約2187万円のうち、その77%、1678万円が千代田地域ということが分かりました。これは参考の数字にさせていただきます。次の質問に移ります。借地料が発生している物件の費用対効果について伺っていかうと思います。借地料が発生している土地及び施設等について常時使用、あるいは使用されていないものの有無を伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 借地料の発生しております土地について、利用されていない土地はございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 利用されていない土地、施設等はないよというお答えでした。この中で、利用が年間数回しかないというような費用対効果が薄いと思われるようなものはございませんか。伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 旧千代田町役場跡地等が考えられますが、現在、千代田町社会福祉協議会の仮倉庫でありましたり、給食調理場、消防屯所、町の道路維持車両の車庫、また倉庫で使用しておる状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 全く使用していないものはないけれども、費用対効果が薄いと認識されている物件が幾つかはあるというふうなお答えだと思います。この費用対効果が薄いと思われるものを含め、数多くある町内の町が所有または管理する土地、あるいは公共施設等について、今後どのように管理、整備を進めていかれますか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 旧千代田町役場跡地につきましては、現在使用されている施設の移転な

どを将来的には行い、整理を進めてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） こういった財産の管理をするシステムを導入されるというふうに伺っておりますが、その進行状況、事前通告にはございませんけども、分かれば教えてください。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 本年度公共施設総合管理計画、個別施設のマネジメントシステムの導入を行っているところでございます。将来的には、そのマネジメントシステムによりまして、そういった費用対効果の薄いものでありまして、不必要なものを判断しながら、そういった検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） システム導入されて、今の数多くある所有、または管理するものを管理していくと。費用対効果も見ながら、あるいは修繕維持を含めた計画もそれにのっとって進めていくということによろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） そうです。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そのシステムが効果を発揮してもらえばいいなというふうに思います。次に借地料が発生している物件の賃貸借契約について伺っていかうと思います。借地料が発生している物件についての賃貸借契約書の有無について伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 賃貸契約書は、ほぼ全ての賃貸契約書の書類がございます。しかしながら、古いものにつきましては、確認できていないものがございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほどのお答えの中で、ほぼ、あと確認できないものがあるということなんですけど、賃貸借契約は確認できないということは、何に基づいて借地料をお支払いになっているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 古くから契約されている土地につきましては、一部で管財課においてまだ確認ができていないものがある状況でございます。本庁、各支所におきまして確認できました契約書につきましては、順次原本を保存するようにしております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ちょっと答えの趣旨が食い違っているところがあるかなと思うんですけど、賃貸借契約がないということになると、支払根拠にちょっと通ずるものがあるのかなということでお伺いをしました。このような賃貸借契約が確認できないものの対処につきましては、先ほどのお答えでよろしいかなと思いますけども、賃貸借契約がないものについて、何に基づいて借地料を支払っているのかということが、もしお答え可能であれば、お聞かせください。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 契約者の詳細なリストはございますが、リストに基づいて支払いをしている状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

- 2番（伊藤立真） リストがあるということなんで、それに基づいて、それぞれの契約書は確認できてないけども、過去の支払いからいけば、そういうことだというふうには受け取らせていただきますが、やはり借地料払うということになると、大切な税金を支払う根拠というのは明らかにしていかななくちゃいけないということを強くお願いしておきたいと思います。続いて、その賃貸借契約内容の見直し状況についてちょっと伺ってはいかがでしょうか。権利者との協議、検討はされておりますか、伺います。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 契約満了に伴い、権利者との協議の上、契約内容の見直し、契約更新事務を行っておりますが、一部契約において期間満了に伴い、双方異議がない場合は、さらに数年間延長するものもあります。この契約形態については、期間満了に伴う契約更新の失念を防止するためのものですが、こういった契約においても見直しは当然に行っております。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 当然見直しをしてますよということですけども、近年、賃貸借契約書の見直しがあつた案件はございますか。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 固定資産税の評価額や所有者が変更になった場合など契約書の見直しを行っており、昨年度も見直しを行ったところでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 案件の件数まではお伺いしませんが、そういった見直しをされているということですね。長期間、この賃貸借契約の金額の見直し等が行われていないというものはありませんか。
- 議長（湊俊文） 管財課長。
- 管財課長（高下雅史） 支払い契約においては、賃貸借の期間を設けて、権利者と協議の上、更新を行っておりますので、長期間、金額の見直しをしていないということはありません。以上です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 2番（伊藤立真） 権利者との協議、検討はしてるよ、というふうなご回答ですね。賃貸借契約額については、契約内容に基づいて路線価、あるいは公示地価、基準地価を基に年ごと、あるいは数年ごとに契約を見直し、更新するのが一般的にというふうには私は理解してます。昭和59年以降の北広島町の地価動向、今回は基準地価をベースにお話をしますが、これを見てもみると、平成13年までの変動率は5.48%を最高にプラスあるいは横ばいで動いています。しかし平成14年以降は3.13%を最大にマイナスに動いております。北広島町の基準地価平均、これは北広島町全体の地価のアベレージ、平均になるんですけども、平成25年に1㎡当たり8900円となっていました。令和2年では1㎡当たり6938円となっています。平成4年が6585円となっていましたから、そういった水準に近づいている状況です。特別な賃貸借契約の中で特別な条項があれば別ですが、契約内容の見直しをするということは、賃借料は権利者にとって適正、高過ぎるか安過ぎるかということを含めてですけども、適正及び公平なものになっていくというふうに思っています。引き続き、適正、公平な賃貸借契約に努めていただきたいというふうに思います。町が負担する借地料と費用対効果等の状況について

てということで状況を伺ってまいりました。企業経営でいえば、例えば3000万円の借地料を払っても、1億円の収益があるのであれば成り立つということにはなるんでしょうけども、自治体では、その収益は住民サービスに置き換わるというふうに思ってます。町にとって必要なものは取得をし、費用対効果が薄いものは整理するというので、年間3000万円近い借地料が少しでも抑制され、町民にとって有益な事業等に少しでも使うことができればいいというふうに期待をしております。では、次の質問に移らせていただきます。2つ目です。吉川元春館跡歴史公園建物の修繕維持と活用について伺ってまいります。昭和61年、1986年8月に国の史跡指定を受けた吉川元春館跡は公園整備もされ、1997年1月にNHKの大河ドラマ「毛利元就」が放送された直後は、多くの観光客が来園し、駐車場に入り切れないほど観光バスがあったのを記憶しております。吉川元春館跡歴史公園でちょっとお話を伺ってみました。そうすると、平成20年の歴史館オープン時には約7000人が訪れて、公園の訪問者と合わせて年間1万人を超える方がここを訪れていらっしゃいます。コロナ禍となった令和2年度は約4000人の訪問にとどまったようですが、それまでは毎年7000から1万人の方がこの歴史公園を訪れていらっしゃいます。一昨年、戦国まつり、ここで開催されました。そばまつりと同日開催だったんですが、このときは大変賑わったというふうに伺っております。今年度は、役場正面玄関にPRされておりますように、きたひろ応援ファン事業を活用して、安芸吉川会が国宝狐ヶ崎の太刀、このレプリカ作成に取り組みされるなど、町に存在する歴史資源を広く町内外にアピールするときでもあります。これを機に歴史公園を訪れる方も多くなるんじゃないかと期待しているところですが、その公園内に12、3年前に復元されました台所建物の木の皮葺きの屋根、これがひどく傷んできて、屋根材の下地が露出をし、降雨時には雨漏りをしている状況になっています。聞いたところでは、6年ぐらい前から、この屋根の傷みが目立つようになり、公園を訪れる方からも、この屋根の傷みについて指摘をされる声が多く寄せられているというふうなことを伺っております。町が誇る国の史跡として早急に対応、維持すべきものだと思います。今回の令和3年度9月補正予算において、収蔵庫等管理運営事業で吉川元春館跡復元台所等屋根修繕に151万5000円が盛り込まれております。このことを踏まえ、次のとおり質問をさせていただきます。まず、復元建物の損傷程度の把握についてですが、公園内建物の損傷について現状把握をされておりますでしょうか。されているとすれば、いつ頃から、その損傷について把握されていたでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 議員おっしゃいますように、歴史公園内にあります建物、復元台所がございまして、こちらにつきましては約6年前から雨漏りの確認をされまして、徐々にその箇所が広がっているところがございます。この屋根なんですけど、こけら板と呼ばれます板葺きになっております。これを押さえております押さえ棧といわれている物も取れている箇所がありまして、下地にも穴が空いている状況です。これに隣接しております付属屋、こちらにつきましても今年度初めて雨漏りを確認しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 6年ぐらい前から屋根の損傷について知ってるよというふうなお答えでした。今回補正予算で修繕に151万5000円、これが盛り込まれておりますけども、こういった建物の修繕の必要性について考え方を伺ってよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） ご指摘のとおり、修繕は必要というふうに思っております。ただ、これまでと同じ形で修繕をいたしますと、こけら板、こちらがすぐ飛んでしましまして腐食が始まってしまいます。長持ちをさせるためには別な形で修繕をする必要があるというふうに考えています。そのためには国の許可が必要となります。また国の補助金をもらうためには、復元建物だけでなく全体の修繕計画、こちらを専門委員会の意見を聞きながら作成し、許可を得ないといけません。また、その修繕には約2000万円以上の金額がかかります。そうなりますと、多額な金額、そして時間がかかりますので、たちまち簡易的に修繕をし、雨漏りを防ぐための工事を行おうというふうに考えております。それを今回の9月補正でお願いしているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 本格的な修繕を行うということになれば、国の半額補助があるとはいえ、建物全体の修繕にかかる具体的な計画書を文化庁に提出しなくてはいけないとか、あるいは必要がある。経費的にも事務的にも大きな負担となるというふうなこと、これからちょっと道のりは長いかと思えますけれども、こういうことにどのぐらいの思いで対応していかれるか、聞いてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 歴史館を含めまして万徳院の風呂も屋根が壊れておりました。現在非常に財政状況も厳しい中ではございますが、こういったところについて、できるだけ職員でも対応しながら維持管理を進めていきたいというふうに思っております。また、金額のかかることにつきましては、長期的な計画で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 大変な苦勞、あるいはエネルギーを使いながら保全に努めていると。これから長期的な視点も持って、維持にも努めていくというふうな内容で受け取らせていただきます。吉川元春館跡公園関連史跡の今度、活用について伺っていきたいんですけども、歴史館を備える中で、町の観光資源としてどのように生かしていきたいというふうなお考えがあれば、伺っていききたいと思います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） こちらは国指定の史跡、吉川氏城館跡は、整備済3遺跡のほかに駿河丸城跡、日山城跡、西禅寺跡、洞仙寺跡、常仙寺跡、松本屋敷、合計9つの遺跡、約146haが日山城跡を中心に点在をしております。吉川氏の発展過程や地域支配などを物語る国内でも指折りの大規模な遺跡となっております。新型コロナウイルスのため2年程度中止をしておりますが、日山城跡では、毎年ボランティアが草木に埋もれた郭、そして土塁などの構築物を草刈りによって明らかにし、道標、説明板などを設置するなど、定期イベントとして定着をしております。また、中世の史跡を解説しながら巡る史跡ハイキング、こちらにも多数参加をいただいております。戦国の庭歴史館においても講演会、企画展を実施し、来館者を増やし、町の観光資源として生かしていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 大変広域ですね、9つ、146ha、本当に広いエリアで、指折りのものと、国内でもといったことを思わせていただいております。事前通告はしておりませんが、資源活用に関連して、国宝狐ヶ崎の太刀、このレプリカが作成されるということなんですけれども、

このレプリカは管理はどういうふうにするのでしょうか。これは歴史館で展示されるのでしょうか、お答えいただければと思います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 狐ヶ崎の太刀の復元ということでございます。こちらにつきましては、安芸吉川会が作成されますので、分かる範囲でお答えをさせていただきたいというふうに思います。こちらが完成されましたら、岩国にあります吉川の資料館、こちらのほうに寄贈されます。そこで展示をされる予定というふうに聞いております。こちらにつきましては、なかなかその複製というのはできるものではないということだそうです。以前、この国宝が東京国立博物館に寄託を受けてあったときに、複製を作成しようということがありましたが、やはり当主の許可が得られなかったというところがございます、できなかったという経緯がございます。今回、やはりできたという経緯は安芸吉川会のご努力、そして吉川氏の本拠地であったというようなゆかりがあって叶ったものだというふうに聞いております。国宝の狐ヶ崎の太刀は、吉川氏の資料館、こちらにありますけど、常時は収蔵庫のほうに納めてあるというふうに聞いてあります。これは文化財保護法で一定の期間しか展示ができないということがありまして、今回複製をしたものにつきましては、その期間以外のところで展示をされるというふうに聞いております。町としましては、これを複製をしまして、できれば歴史館等にお借りをしまして展示ができればというふうに吉川会のほうで考えておられます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今回のレプリカ作成、安芸吉川会の方の努力があるということ、その複製が町内で行われるということですよ。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） こちらにつきましては安芸吉川会のほうが話を進めておられます。まだ、確約とかそういったところはできないというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 展示についてお話がありました。岩国のほうの資料館のほうで展示をされるような計画になるのかなと思いますけども、国宝の展示というのは年間2か月しかできないというふうなことらしいですね。ちょっと聞いたところによると。それは岩国のほうで2か月間は展示される、本物は。その間は、このレプリカが展示されないということであれば、その間、こちらのほうにお借りをして、こちらの歴史館で展示がされるというふうなことになるれば、吉川の公園の観光資源の大きな一つにはなり得るんじゃないかなというふうな思いもしております。こういったことを踏まえて、こういったレプリカのものも含め、活用するなら、どういうふうに展開されるか、お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 先ほどの狐ヶ崎の太刀の写しでございますけど、そのことに本町の三上刀匠が挑まれております。こういったことが町内外に町や吉川氏の歴史、文化を発信することに大きくなっていくというふうに考えております。これは全国版の事業になると思いますので、そういったことも含めて進めていきたいというふうに考えています。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） お答えありがとうございます。こういった資源をいかに活用して、この町を盛り上げていく一つのエネルギーにしていくか、そういったこともちょっと伺うことができて

よかったなと思っておりますし、北広島町の歴史を象徴する観光資源として、これからも有効活用されることをすごく町民の一人として期待をさせていただき、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。14時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 52分 休憩

午後 2時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。管財課長より先ほどの発言の訂正の申し入れがありましたので、これを許します。管財課長。

○管財課長（高下雅史） 先ほどご説明申し上げました伊藤立真議員の説明の中で、数字の訂正がございましたので、報告します。議員にお配りしております資料の②の町が負担している借地料につきまして、大朝地域の面積でございますが、20万3279.3㎡と申し上げましたが、20万3279.03㎡でございます。大変失礼しました。

○議長（湊俊文） それでは次に11番、宮本議員。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、ふるさと納税を増やすためのさらなる創意工夫についてであります。ふるさと納税制度は、平成20年、2008年の税制改正において導入されたもので、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度であります。また、この制度は、ふるさとに限らず、どこの自治体にでも応援できる制度で、納税とはいえ、実際は自治体への寄附でもあります。この寄附金額が多いほど様々な事業が行いやすくなることも事実であります。この制度の納税者のメリットとしては、被災地の復旧や復興に協力できる。好きな自治体に自由な金額が寄附でき、かつ控除を受けることができる。用途の目的を限定できる、寄附した自治体から特産品など返礼品がもらえるなどが上げられます。また、受ける自治体側からは、被災地の復旧、復興に当てられる。広範囲から財政収入を確保できる。特産品等返礼品のPRができる。こうしたことで伝統文化を知ってもらい、観光にも期待が持てるなどが挙げられます。こうしたメリットがあるにもかかわらず、北広島町のふるさと納税額が伸び悩んでいることが大きな問題です。行政報告によると、制度が始まった平成20年から7月末現在で、この13年間、件数で3158件、トータル1億6500万円程度のふるさと納税が入っていますが、これは平均したら、年1300万にも満たない額で非常に残念で、創意工夫が必要と考えます。そこで、以下の質問をいたします。2019年からスタートしたふるさと納税新制度について対しての町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 個人のふるさと納税制度は、寄附者が自らの意思で、ふるさと

とやお世話になった地方公共団体に寄附を行うものであり、新制度は、ふるさと納税制度の健全な発展を図る必要から、対象となる地方団体を総務大臣が指定するもので、3つの基準が設定されております。まず、ふるさと納税の募集を適正に実施すること。次に、返礼品は、返礼割合3割以下とすること。最後に、返礼品は地場産品とすること。これらが規準とされ、趣旨に反する募集を行わないよう規定されております。本町といたしましては、適正募集規準を遵守し、良識ある募集に努めているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今、まちづくり推進課長の答弁にもありましたように、この改正は、大阪府の泉佐野市という自治体が様々な商品券など、地場産品以外の何でもありの返礼品というやり方をする中で、うちの一般会計予算、これの約3倍、430億円ぐらいなふるさと納税を集めていたと。これが総務省がこれを改善することで、2019年に新しく、課長が言われた3つの原則を守ろうということが始まりました。そうはしても、昨日も同僚議員が言われたように、何十億というふるさと納税を納める自治体がたくさん全国にあります。トップは宮崎県の都城市、100億円以上のふるさと納税があります。広島県においても神石高原町、10億円以上の昨年度実績があります。お隣の安芸太田町も中国新聞に載ってましたように、昨年度は1億円を超えたと。広島県内において、本町がこうした寄附金額が低迷している理由は何が考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 本町は、他市町に比べて返礼品が今まで登録が少なかったことが要因であるというふうに分析をしております。返礼品の登録数は、昨年度が91品でございましたが、現在は193品目に拡大しております。今後も本町の魅力的な地場産品の登録を進めて、多くの方に知っていただくよう取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 91品から193品に返礼品の数も増えたという、こうした努力も必要だと思います。呉市は、2019年度が3億2000万円から、昨年度は1.6倍の5億円に寄附金が伸ばしたという、そういうニュースも出ておりました。これは寄附を受け付けるポータルサイトの追加や返礼品の充実が功を奏したと言われております。安芸太田町の2019年度が6000万円、これから約8割増しをした1億円、昨年。これには加計のよしおのたい焼きという、これももう全国的に知名度上げた、たい焼きで、このたい焼きの返礼品が欲しいために2300万円の寄附があると。2割超えの、やはりこの安芸太田町も特産品による効果を分析しております。本町の特産品のPR、昨日、チラシの配布やふるさと納税の専用サイトを増やしたりするという努力をしていきたいという説明もありましたが、また返礼品の反響とか感想などをいただいているのか、新たなPR、細かくかみ砕いて説明ができることがありましたら、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 地場産品の返礼品につきましては、現在3つのふるさと納税専用サイトで写真、概要等掲載してPRを行っているところでございます。新たに登録した返礼品につきましては、専用サイト内において特設のページを作成するなどして情報発信をさせていただいております。また、登録事業者におかれましても、自社製品を自社努力で返礼品と

して提供している旨のPRをしていただいております。効果を上げているところがございます。返礼品の反響につきましては、他の自治体の人気返礼品と同様、米や精肉、果物、鶏卵等の食品が好評でございます。また、本町の特徴的な人気のある返礼品といたしましては、音響製品を多くの方に選んでいただいております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 音響製品というのは、大朝電子が開発したエグレッタだと思うんですが、間違いないですかね。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） はい。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 神石高原町は、県内トップというのは、ちょっと分析してみたら、神石高原牛、これがやっぱり大変な人気がある。そして町内で保護された飼育保護犬、これの保護、そういった取組をNPO法人がやっております。これはピースウィンズ・ジャパンというNPO法人。この取組に対しての寄附が圧倒的に多いのもあります。そういったことで、私は、芸北においても芸北高原豚、また町内には鶏卵、お米、トマト、ホウレンソウといったおいしい野菜もあります。こうしたブランド化していく、芸北高原豚なんていうのは、県内では大変な人気の食材、豚肉になっております。こうした人気商品に加えて、私は大暮養魚場で飼育した今は、返礼品の一つに冷薫サーモンというのがあります。これに加えて、瀬戸内海で養殖した大暮場のニジマス、これ大きくレモンの果肉が入った餌で育てるレモンサーモン、この広島レモンサーモンも加えて一層のブランド化を図っていくことが、これは全国に、私は売れる商品になると思います。今、この広島レモンサーモンは、1社が取り扱っていて、特定のところしか販売されておりません。引く手あまただと言って、養魚場の片桐社長が申されておりました。幾らこれは養殖を増やしても大丈夫だと。こういったこともあるんで、また新たなブランド品を加えていくというのも手だだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 新たなブランド品を追加することは重要なことであるというふうに考えております。魚介類につきましては、全国的にもふるさと納税の人気返礼品の上位に常に入っている状況でございます。鮮魚は、品質保証の観点から、集荷日や配送地域限定などの条件付での登録が可能となっております。対応が可能な範囲での登録を行って、お願いをしてきているところではございますが、現在のところ登録に至っておりません。ふるさと納税の返礼品に登録することで、生産者にとっては売上げが伸びるという好条件もありますが、生鮮商品は、製品として製造、加工にかかる負担や返礼品の在庫管理を行う負担等が発生する場合もございます。生産力の向上や生産者の負担軽減を図るような仕組みづくりについて、今後関係者と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 前向きな答弁いただいてうれしく思います。私も両方食べたんですが、冷薫サーモンは、これ薫製ですからカルパッチョとかチーズなんかと一緒に食べておいしいサーモンです。レモンサーモンは、これは刺身だとか、本当生で食べても臭みもなく最高においしい、本当、この北広島町の一番のブランドになる可能性も秘めた産品だと思います。ぜひとも追加できるよう努力をしていただきたいと思います。冒頭でも申し上げましたように、財政が

厳しい状況が今後も見込まれる中、毎年のように起きる台風や豪雨災害が、さらに財政を圧迫することが見込まれております。災害に強く、安心安全なまちづくりを目指すためにも、ふるさと納税は今後の財政を補う大切な財源だと考えます。このたびの8月台風豪雨災害に対して、これまで100万円を超える寄附をいただいておりますと説明がありました。寄附をいただいた方々には感謝にたえません。この場を借りてお礼を申し上げます。今後も、この引き続き災害復旧に対しての寄附金のお願いを発信することが重要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 本町におきましては、令和3年8月豪雨災害に対する支援の寄附受付を8月16日から専用サイト内で開始しております。先ほどございましたが、現在9月8日現在で171件、136万6200円のご寄附をいただいております。ふるさと納税制度を活用した災害支援寄附は、返礼品がなく、寄附申込み額の全額が自治体に届けられることとなっております。現在も募集を継続しておりますし、多くの方からご支援をいただいております。今後も対応が可能な期間につきましては、継続してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 非常に大切なことだと思います。この通告はしていないんですが、このふるさと納税についての質問するということで、町民の方から、ぜひこのことは言ってほしいということを言われました。それは、コロナ禍で経済が疲弊して苦しんでいる人がいる。災害でまた大変、収入が減る方も増えている中で、町外に住んでいる職員はこうした状況の中、何もしていないというのはいかがなものか。50人を過ぎる職員が町外で生活し、やはりこういった町が危機的な状況になっているときにふるさと納税するのは、やっぱり一つの義務でもあっていいんじゃないかという意見をいただきました。これは通告してないんで、人事を掌握しておられます副町長、ご意見を聞かせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ふるさと納税、ふるさと寄附を活用しての行動ということでございますけれども、町外に居住する職員に対しましては、これまでもふるさと寄附制度の説明をし、寄附についてをお願いをしてきたところではございます。こういう状況、災害等の状況を鑑みまして、これからもこのふるさと寄附制度をしっかり説明をして、町外居住者はもちろんですけども、職員全体に周知を図ってまいりたいと思っております。また、昨年のコロナ対策の支援寄附というものもございましたけど、これに対して職員もかなりの寄附をしてもらったというふうなこともございます。今回の災害を併せて、またしっかり周知をして、この寄附を活用するよう話をしてまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 副町長、大変前向きな意見を言っていただきました。これ公務員とか会社員には、確定申告しなくても済むワンストップ制度というのがありますので、こういった制度も活用するというのも付け加えていただきたいと思います。それでは次の質問に移らせていただきます。質問の2点目は、特定地域づくり事業協同組合制度の活用についてであります。特定地域づくり事業協同組合は、昨年2020年6月施行の特定地域づくり事業推進法に基づき、人口急減地域において、地域の事業者が集まってつくる組合がUターン、Iターン者等の

移住者を雇用し、様々な仕事に派遣する新たな仕組みであります。本制度は、農業法人や観光産業など局所的に人が必要となる産業での地方における新たな働き方が想定されています。また、この制度の活用で、地方移住者をさらに増やすことや働き手不足を解消することが大きな目的でもあります。ポイントとして、派遣事業であること。人口急減地域に限ること。こうしたことがあります。国からの交付金があることに着目します。年間を通じて安定した仕事の確保ができないことが中山間地域の大きな課題でもあり、一定の給与水準が確保できれば定住する若者も増えると期待します。島根県の海士町では、いち早くこの事業に取り組み、海士町複合事業協同組合を立ち上げ、農業や水産業、また加工業に若者が就労しています。お隣の浜田市も昨年11月8日に協同組合Biz.Coop.はまだという組合を立ち上げ、児童施設や障害者福祉施設、老人福祉事業等で、これは音楽大学や専門学校で学んだ音楽を活用し、楽しみながら働く若者が採用されています。ほかにも、この事業は全国的に人口急減をする地域で取組が検討されてきており、今年6月で交付金の決定を受けた事業組合は14組合になっております。本町においてもこの事業を活用することで、若者定住、担い手不足等の解消につながるものと大きく期待をして、次の点を質問いたします。特定地域づくり事業協同組合制度に対する町長のご所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 特定地域づくり事業組合制度の特定地域づくり事業は、季節ごとの労働需要に応じて組合を構成する複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーにかかる労働者派遣事業でございます。労働面における制度設計を確実に行うことで、安定した生活の提供が可能となります。また、多様な事業に関わってもらうことでキャリアの積み上げになることなど、移住を考えておられる方にとって魅力を感じてもらうことのできる制度であると考えます。また、季節的な労働を確保する必要がある事業者にとっても、年間を通した雇用が難しいことから有効であるというふうに考えております。まずは、町内の事業者が当該事業組合を設立する必要があります。そして町は、その特定地域づくり事業を行う事業組合に対して運営費を支援することとなります。したがって、町内の事業者において当該組合設立に対するニーズの有無について調査をする必要があると考えております。また同時にマルチワーカーとしての新しい働き方について魅力を感じて就労しようというニーズの有無についても、併せて調査を行う必要があると考えております。そのほか町の財政支援についても必要となりますので、費用対効果につきましても十分に検討していく必要があると考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） この事業の、これ人口急減地域ということで、北広島町もこの4月に過疎地域に指定されたとなっておるんで、私は当てはまると思うんですが、この中山間地域における自治体最大の課題、少子高齢化による人口減少、担い手不足、これは全国過疎地域、皆、共通する課題であります。これによって国土保全や環境維持が困難になってくる。大変厳しい状況、この町の周辺地域では、もう集落機能が維持するのも厳しくなっているという地域も出てきております。こうした課題を少しでも解消するためには、この制度を有効に使う必要性があるんですが、この制度を運用するに当たってのマイナス面、デメリットは何なのかお尋ねいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） デメリットということでございますけども、公的な補助金に

よる支援があることで自立して事業を継続することが難しい組合となることが想定されます。また運営費の2分の1を組合で賄うことが継続していけるどうか。通年の安定した雇用ができるのかどうか。そういった課題もごございます。自治体や国は公的に支援するだけでなく、組合が自立していくための支援施策も実施することが必要であるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今、課長が申されたところの課題は私も一番心配するところだと思います。こうしたデメリットも考えられますが、島根県では既に5組合が設立されております。これは当然島根県の多くの自治体、既にこういう危機感を持って取り組んでいるんだと思うんですが、この本町、過疎地域にこの4月に指定されたんですが、この取組をするということになったら、認定されるということは間違いなくされるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 認定の件でございますけども、地域人口の急減に対処して地域づくり人材を確保するため、特定地域づくり事業を行おうとする事業協同組合は、申請により当該事業組合が規準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができるかとされております。本町も該当自治体になると思われませんが、広島県に確認をしたところ、年度内に制度設計を行う予定であるとの回答をいただいております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 理解いたしました。都道府県の認定がないと、県知事の認定がないと、これはスタートできないんですが、県内で、この制度を活用して取り組んでいこうとしているような事業者や自治体というのは確認されているでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 広島県に確認しましたところ、2つの自治体が令和4年度以降、もしくは時期は未定ではございますが、活用の意向が示されているということでございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） こうやって全国的にもこれ広がりを見せている制度であります。この制度を、法制度を先導したのが島根県選出の細田博之衆議院議員、この方が人口急減地域議員連盟の会長をされておられたんで、こういう法制度を先導して、法務省の役人と一緒になってつくり上げた制度であります。この制度をしっかり学ぼうということで、7月に東京に同僚議員と一緒に上がる予定にしていたんですが、コロナの関係で延期になっております。詳しい内容説明を聞いたかったわけですが、12月にこの質問したんでは既に時遅しだと思って、今回させていただきます。本町、千代田の庁舎がある中心部を除いては、千代田地域も、芸北、大朝、豊平、本当に厳しい人口減少、何とかこれをとどめるためにもこういった制度を有効活用して、ぜひともそういう取組をするという事業者が出てきたら、町としても協力をしてもらいたい。とにかく国から交付金が出ますね。ですから、400万円が上限なんですけど、1人当たり採用するとき。3人を雇用した場合、1200万円、この半分の600万円を国と地方自治体、町が補わなくちゃいけないんですが、600万円のうちの300万は国から来ます。300万円をこの本町が補わなくちゃいけないんですが、これにまた特別交付枠として、300万円を限度として2分の1が来ますので、150万で済むんですよ。こうしたことは、3人の雇用を生むために150万支出しなくちゃいけないんですが、私はそんなに大きな金額ではないと思

います。この金額を補うためにもふるさと納税をやはりしっかり増やす努力もしなくてはいけない。こういった関連ある意味で質問させていただいたんで、最後に町長に、ふるさと納税の今後のあり方、また、この事業協同組合の展開について、町長のお気持ちを聞かせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ふるさと納税を増やしていくというのはとても重要なことだというふうに思っています。寄附額の3割が上限でありますけども、そこらのニーズ調査も必要かも分かりませんが、人気のある商品開発というのも必要だというふうに思ってます。そういう形で今後取り組んでいけば、まだまだ伸びていこうと思っております。特定地域づくり事業協同組合制度については、もともと当初話があったときは、町の持ち出しなんかはなくてできるという話だって、私も少し研究等もしたんですが、だんだん途中から、町もやっぱり持ち出しがあるというような方向に変わってきたというふうに記憶をしております。そうなんですけども、特別交付税措置がされるのはあまり当てにならない部分があるので、そこはちょっと差し引いて考えないといけないと思っておりますけども、こういうニーズが本当にあって、農業と、いろんな町内の産業と、農業でなくてもいいんですけども、いろんな産業が組み合わさって、年間雇用が可能なモデルが出来上がれば非常に有効な仕組みだというふうに思っております。担当課長のほうからもありましたように、そういうニーズがどれぐらいあるのか調査も必要だろうと思いますし、協力していただける企業がどれぐらいあるかということも重要になってくるだろうと思いますし、あとは、そこを運営していく適任の方が必要だというふうに思っておりますので、その辺を総合的に加味して検討していくべきだろうと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 参考資料として、5月20日に日本農業新聞から、特定づくり協同組合、複数事業者で雇用、というようなことで出ております。これは農業のみならず、多種、いろんな職種の事業者が協力しあって、やっぱり人材の不足するところを補っていくと。私はいろんな事業に取り組む若者が最近が増えてきたと。一つの職種だけで、ずうっと年間働くよりも、いろんな職種で働いてみたいという、そういう人も増えてきたという話を聞くので、今後の本町でのいろいろな働き方、そういったところにもこの事業協同組合制度を活用した今後の展開に大きな期待を寄せるところであります。町長に前向きな答弁をいただいたので、これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで宮本議員の質問を終わります。暫時休憩します。14時45分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 38分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開いたします。次に9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。今回の豪雨災害において、社会福祉協議会が募集している災害ボランティア、この初日に参加しました。同僚議員も様々な形で被災者の支援をされており、情報発信、状況の聞き取り、復旧作業などあったんですが、私は現場で働くということを経験を選択をいたしました。心苦しいことに一番大変な床下の土砂の撤去、こちら体が大きくて床下で身動きがとれず、土の運びなどの外でのサポートしかできませんでした。とても一番大変な作業のところを外から見ていたので、本当に大変なものだと思いました。参加後は、地域の複数の水路で詰まりがあって、このための協議や復旧、報告などに当たっていて、残念ながら災害ボランティア、1日しか参加できませんでした。この場でというと、ちょっと合わないところもあるんですが、災害ボランティア、こちらですね、どのような方でもできる仕事がありますので、ご興味のある方はご参加いただければと思います。当然日常生活も大事ですので、可能であれば構いません。今日の質問は、災害前、日常の中で災害に対して、災害のときに大きくならないように、日常の中でしておく日頃の管理についての質問になります。地域の困りごとと解決策です。地域では様々な困りごとがあります。それは水路の土砂や道路の穴、固まった雪や、せり出してくる竹やぶ、高齢化する農業における有害鳥獣対策、畦畔の管理、人手不足、多くの困りごとがあります。これらの困りごとに関して、既に行政が行っている施策はあると思います。こちらを整理と、加えての提案を行ってまいります。1つ目です。用水路の困りごとに関してです。農業用の用水路を管理する施策として、管理というとメンテナンスや維持補修、近くの草刈り、こういったものさまざまあります。管理する施策として、どのようなものがあるかをお聞きいたします。一応昨日、同僚議員の中でそういったものを整理したものがあったんですけども、今回、用水路の管理の施策としてということで、まずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 用水路の管理する施策として、町の関連している施策は、中山間や多面的機能の交付金、地域施工支援事業の3つでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私も確認したのがその3つかなと思いました。これ以外にと言うと、やはり地域の方で、日頃からちょこちょこ直しているというのものもあるとは思いますが、町の施策としてというのはさまざまある中で、中山間、多面、地域施工支援があると思います。その中で考えていく際に、私もそういう作業する中で、用水路の補修、継ぎ目からの水漏れだったりとか、関連工事として、用水路の脇の草の繁茂を押さえる工法、こういったことをやはり毎回のようには考えるんですけども、なかなかすぐには手につかない、水があるからではなくて、どうすればいいか悩むところがやはり、いろいろと出てくるんです。こういったことに対して地域で土木業に関わっている人がいたりとか、今までやってきたから、こういうふうな方法があるんだよという方は、それぞれの地域にいらっしゃると思うんですが、今後高齢化する中で、経験豊富な相談しやすい方がいてくれたら、地域の作業が進むと思うんです。こういったことに対して所見を伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 議員のおっしゃるとおり、経験豊富な方、例えば役場でこういった関連事業をした方であるとか、やはり施工業者の方はいろいろな豊富な経験をお持ちですので、そ

ういった方々にご相談されたほうがよろしいかと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 施工業者のほう、相談することもあるんですが、少々心苦しいのが、自分たちでやるから方法だけ教えてくれというふうになってくると、なかなか1回、例えば見積もりを取って、この値段はうちじゃ出せんけ、自分らでどうにかやってやろうと思う、じゃあ、教えてくれと言ったとき、地域の関係性にもよるんですけども、なかなかそこまで考えると聞きにくいということがあります。そうなると、先ほど言われた中でいくと、行政の方で知っている人がいると。関連したことをやったことがあるという方がいらっしゃるのであれば、そういった方にどんどん聞いていってもよろしいということでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） はい、それと学び塾でも用水路の補修をしておりますので、そういったご要望があれば、学び塾の中でのメニューの中に入れていくようになっておりますし、地域施工支援事業の中でも維持補修とか、申請のときにご相談いただければ、建設課のほうでさまざまにご相談には対応させていただいておるところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 学び塾もさまざまメニューがありますので、こういったところにどんどん相談していいというのがあれば、地域での困りごとの際に進みやすくなると思います。なので、中山間や多面等、行政と地域の方が関わる場所があると思うんですが、そういった際に相談しやすい雰囲気だったり、学び塾でこういったメニューがあるんだというのを少しずつお知らせしていくということで、そういう関係性が醸成できるのではないかと思います。次に、河川の困りごとに関してです。土砂が堆積し、木が繁茂し、有害鳥獣の道と住みかになっている河川の浚渫、木や土の撤去、これはどこに依頼すればいいのかです。同僚議員が聞いているところもあるんですけども、県の管理としての河川だったり、町の管理としての河川だったり、計画が違うというのはあるんですけども、浚渫計画、こちらのほう、県のほうは要望していく、町のほうは優先順位があるけどもということでした。この点、浚渫計画、どこに依頼すればいいのかということとともにお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 河川の浚渫のご要望でございますが、基本的には町へご要望してください。県管理河川については、町のほうから県のほうへ地域要望をお伝えしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 町に依頼すると。それは区長を通してだったり、振興会を通してだったり、個人でのお願いだったり、もしくは災害時でいうと、消防を通してだったりとは思いますが、実際地域の困りごとという、地域住民の声としては、声を上げてなかなかされない。何年も何年も言ってる、10年以上も言っているというようなところもあると思います。優先順位、同僚議員の中でもありましたので、これ以上言うことはないんですけども、なかなか難しい状況もあると思います。その中で提案としてなんですけども、例えば自分たちで木を刈りたいという地域や団体があつた場合、河川の中のですね。こういった場合可能かどうかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 可能でございます。ただし、伐採時の処分等実施される前に建設課にご相談いただければと思います。県管理河川についても県の安芸太田支所のほうにご相談したところ、地元の方で刈っていただくことは大変ありがたいことです。というお答えもいただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 実際、自分たちで刈る優先順位となると、やはり今災害がこうやって起きたりすると土木業者も手いっぱい、なかなか進まないというのは分かり切ってるところだとは思いますが、正直なところ、そのときに地域でやってもいいということであればやっていくということもあると思うんですけども、先ほど県の管理、町の管理というのが地域の人にとって分かりにくいんですけども、この川はどっちなのかな、ここからここまでだというのは分かりにくいので、こういったのも含めて、ここを刈りたいんだということを言えば、町として全部相談に乗ってもらえるということによろしいですか。はい。でしたら、その上での施策を聞きたいんですけども、やはりボランティアで刈るといっても刈るための道具、チェーンソーだったり、草刈り機だったり、先ほどありましたように木の撤去、もしくは土の撤去もあるかもしれないんですが、そういったところ相談しなきゃいけないというふうになったときに、木の撤去になると、またこれが重機が要るものが多いと思うし、処理費用も関わってきます。そういったところで、まず自分たちの作業の日当代というのはおいといて、そういったどうやってもかかる草刈り機の燃料とか撤去代、その際にかかる重機の借上代、そういったものに対しての施策は何かあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に木を刈るときに關しての施策についてはございません。草刈りとかに關しては、県のアダプト事業の活動支援事業、奨励金交付事業等がありますし、ふだんの草刈りであれば、地域協議会を通じた、例えば大朝地域の愛路デー活動に対する交付金というものでございます。また、工事系統になると、やはり地域施工支援事業に該当するかどうかということの一つご相談いただければと思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） アダプト事業のところも出ましたので、こちらのほう調べると、看板の設置、保険の加入、奨励金制度というのがあったので、こちらどのような形で活動経費の一部が奨励されているのかなというのを聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 広島県のアダプト活動支援事業でございますが、道路に關するマイロード、川に關するラブリバー制度、基本的に1団体5人以上で登録していただいて、年間活動、基本的には、詳細にはちょっと覚えてないですが、4回以上、もしくは3回以上で奨励金の交付対象となります。これには活動していただくそれぞれの延長とか、面積とかで詳細に交付金の内容が変わってきますので、これに關してはまた新たに登録していただける団体がありましたら、建設課のほうにご相談いただければと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、分かりました。やはりこういったもの、一部とは思っているので、全て全てしっかりと出るとは思ってないんですけども、少しでも助成があるのであれば、長く関わっていかなくちゃいけない責任も含めての制度にはなりますので、そこも含めてではありますけども、少しで

も奨励金制度などの負担があるのであれば、こういったものを町としても推進していつてもらいたい。なかなか知られてないもの一つかなと思いましたので、アダプト事業ですね。相談しやすいところにするのではなく、各地域で、河川がこの辺大変だというのが日頃から分かっているところに対して、こういう方法もあるんだけど、どうだろうかというのを出せるタイミングを行政のほうでもつくっていただきたいと思います。次の道路の困りごとに関してです。道路に異常、穴や動物の死体、倒木、ほかには伸びる草や曲がった標識、なかなか広く広がってはいくんですけども、まずは道路に異常、穴、動物の死体、倒木などがあった場合、これどこに相談すればいいかになります。これが国道、県道、町道、それ以外、林道、農道、私道、それぞれやはり、国道や県道、町道というのは日頃それなりに分かるものだと思うので、意外とどこに相談すればいいか迷う人もいるかと思います。これどこに相談すればいいかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路に関する異常箇所の報告でございますが、分かりづらいときには町のほうへご連絡いただければ、そこで場所等特定して、国や県道に関しては、広島県の西部建設事務所安芸太田支所へ土日関係なくご連絡しております。また、町道は町で対応いたしますが、林道、農道、特に私道においては受益者の方で対応していただくのが原則でございます。但し、生活道として利用されている林道、農道もございますので、町のほうで対応するところもございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、分かりました。生活道、農道、林道でも生活道であれば対応していただけるということで、この辺は受益者、使ってる方がよくお知りになっているとは思いますが、まずは町、それは町の代表番号でもいいし、支所でもいいということでもよろしいですか。支所に連絡するというのもよろしいですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 支所でも本庁でも、基本的には平日であれば建設課のほうに全て連絡が来ますし、土日であれば、私のところに報告が来まして、安芸太田支所のほうへ連絡しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 休日も、はい、ありがとうございます。しっかりと対応していただけるということなので、そういう異常に気づいてもなかなか連絡するところが分からなくてしない、その後、事故につながる危険性があると思います。実際走っていても、前の車がきゅっきゅっと動いた瞬間、動物の死体を見たりとかいうことがあったりしますので、やはり対応してもらえるところがはっきりすると分かりやすいかなと思います。ただ、これに対してもう一つ気になるのが歩道の管理なんです。しだれかかる木だったりとか、通行できないほどの草があったりするんです。その歩道を毎日誰かが使っているかということ、なかなか難しい歩道もあるかと思うんですけども、こういったものも相談してもよろしいんでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に道路の通行に支障になる立木やしだれかかる木、または歩道に関係するものであれば建設課にご相談いただきたいと思いますし、ご報告いただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。もう1点、この歩道に関して聞きたいんですけども、ちょっと木がかかっている程度だから、近くの人が刈ってしまおうと思ったときに、この木とか竹が民有地にかかることがどうしてもあると思うんです。その木を勝手に切っていいのかという心配があったりするんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的に私有地の立木に関しては、その私有地の所有者の財産でございますので勝手には切れません。基本的に交通に支障のある場合は、所有者の方で対処していただくのが原則ではございますが、何らかの理由で了解をいただいた場合は、町のほうで対処している場合もございます。ですが、原則は所有者の方で、交通に支障のない程度に管理していただくというのが原則でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） なかなか難しい問題だと思います。どこからどこまでが栽培しているものなのか放置したものなのか分からない場合もあります。その辺は、地域、どこが私有地とか分からないところもありますので、日頃の地域との関係性でもありますでしょうし、日頃の管理としての話になってくるかと思えます。この点終わりました、きたひろ学び塾における道路の穴の補修、先ほどあったんですけども、用水路に関して、道路の穴補修、こちらあったと思うんですが、講習の成果、課題、こういったものをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） きたひろ学び塾における道路の補修に関する講座につきましては、地域施工支援事業の推進という講座名で実施をしております。この事業自体がそのほかに水路等の、先ほどございました水路等の補修も含めておりますが、含めて成果として報告を申し上げますと、初年度となる令和元年度におきましては3回の講座に39名、2年目の昨年度が3講座に46名、合計で85名の方に受講していただきました。個人の参加もございましたが、参加者の多くが農業法人や集落の農業関係団体から、複数名で参加をさせていただいております。受講された方は、地域の課題解決に向けて地域施工支援事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業等活用して、自発的に多くの地域が農道等の補修を実施されております。課題につきましては、できるだけ多くの農業法人や団体に受講していただくよう募集を図ること、次に、受講者が多くなると講師が1人では対応できないため、運営に関して工夫が必要になること、最後に、新型コロナウイルスの拡大防止を図り、開催を検討しなければならないことなどがございます。今年度につきましては、現在まで新型コロナウイルスの影響により実施できておりませんが、開催が可能な状況になりましたら開催したいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 私も出ようと思いつつながら、なかなか日程が合わなかったものもありましたので、今後やっぱりこういう技術が地域地域に必要なのかなと思った次第でした。農業法人の方に出ていただきたいというのもあったんですけども、こちらのほうはいろいろな周知もあるんですけども、課題として周知方法あったんですが、どのような形での周知があるかお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 各種広報紙への掲載、そしてSNSでの情報発信、そのほか

各種団体に対しましては、直接案内等もさせていただいているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 分かりました。今後においていきますと、農業に関わらない人でも、農業に関わってもらうためにどんどんどんどん参加してほしいということであれば、どんどん周知を広く広くやっていくしかないのかなと思います。今後に期待しております。除雪に関する困りごとになります。高齢などの理由で除雪ができない方、これを支援する施策はあるかをお聞きいたします。例えば、高齢で玄関から通りまで除雪できる、家から出られないという方があるんですけども、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課の所管する除雪は、道路法第42条に基づく適切な道路維持管理に基づく道路除排雪でございますので、私有地の除雪はできません。しかしながら、議員ご指摘のことでございますが、例えばデイスサービス等の利用者の方に関しては、そのサービス提供者の方が送迎上問題があるとして対応されているというふうにお聞きしておりますし、除雪業者の中には、町道等の除雪が終了した後、地域に貢献するために、有償ではございますが、単価設定をして地域の除雪にご協力いただいていると聞いております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 除雪に関して、同僚議員からということで、言うべきところでした。こちら地域の方、デイスサービスだったり地域の業者がということではあったんですけども、実際、この前提としては、地域差がとても大きなものになると思います。今回でいきますと、いつもは降らない地域にもいきなりどかっと降ると。そうしたら、やっぱり慌てるというのがあったりすると思います。出られないというのも、実際こういう場合があって、雪ずりに埋もれる可能性があるのも、子供が出るなど。でも家の前は新聞とか郵便、そういったものが来るということであれば空けなきゃいけないという思い、空けたい、でも空けられないという住民の方がいます。じゃあ除雪業者がどこまでできるのか、やはり民有地なので基本できないというふうになるんですけども、じゃあ実際やろうと思えばできるんでしょと言ったときに、除雪業者のほうもなかなか難しいところがあると思います。機械では、もともと道路ではないところにはなかなか入りにくいです。まずは大きな道路を開けることが原則で、機械持って行っている。ただ、この機械で家の前を開けようとする、門や軒先、これを壊す可能性だったり、雪に埋もれて見えない庭に置いてある鉢植えとかを壊したりします。これとても怖いというのがあったりします。また、できるだけ道路も含めてきれいにしようとする、道路を削ったり庭先を削ったりというのがある。そういったのに対応するのは、とても経験が必要なものになってきます。そうした状況の中で、地域地域で取組はあるとは思いますが、こういった地域の取組を少しでも広げる、もしくは推進するために除雪車を購入したいという地域があった場合、補助する施策はあるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在のところ、地域への除雪車及び除雪機の購入補助制度はございません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） なかなかこちら、今までも聞いたことはあったんですけども、難しいのは分かります。ただ、これを考えた際に自主防災組織というのが、今回の一般質問でも何度か出まし

たように、災害時、もっと言うと、災害前にいろいろ考える組織として地域地域にあるんですけども、これを活性化していく中で、除雪の助け合いだったりとかはできるんじゃないかと。雪を一つの災害として見た場合、それをさらに活性化していくと通院や買い物などのお手伝い、地域の助け合いにつなげていくことは可能ではないかなと思ったんです。既に除雪に対してはやっておられるところがあるというのはお聞きはしているんですけども、それをもっともっと広げていくために除雪車の購入というのを一つのきっかけにはならないのかなと思いました。こちらのほう検討はどうでしょうか。除雪車の購入を補助する施策の検討です。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） ご指摘の除雪車の除雪機、ハンドガイドとか、小さな除雪機械だとは思いますが、現在のところ、検討する段階には至っておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） まずは、地域でできる小さなめなものを想定しております。これをちょっと今後、どうにか地域の助け合いの一環にならないかなと思います。農業の困りごとに対してです。有害鳥獣対策としてです。猟銃やわなの資格の取得に対して補助を出してはどうだろうかと思えます。既に学び塾等でありまして、前回同僚議員からも質問があったものではあるんですけども、補助を出してはどうだろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣に対するわなの資格等に対する補助でございますけども、免許取得に対しまして補助につきましては、現在、有害鳥獣捕獲促進事業で助成を行っているところでございます。具体的には、新規免許取得に対しまして、1つの免許取得、試験合格者に対しまして、取得経費の一部としまして一律1万円を助成しております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） すみません、補助を出してはどうだろうか、勉強不足でございました。まだまだ出す必要があるかなという面もあるんですけども、実際、猟友会等々でいくと、捕獲して、その後の処理、なかなか手間がかかります。その際にいろんなお話があると思うんですけども、解体の手間、やはり捕ったものに対して解体の手間、その保存として冷凍庫、もしくは道具、こういったもの、消耗品もあります。こういったコストもなかなかあるので、どんどん猟友会等資格取得者に対して、取っていただきたいという思いがありますので、補助の拡充を今後も考えてまいります。有害鳥獣対策として、道路近くの山林を刈るバッファゾーン、これつくることに対する補助はあるのかをお聞きいたします。以前の同僚議員がお聞きしたところでもありますし、こちらちょっと分かりにくいものにもなっております。その際の手続をお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） バッファゾーンの整備に対する補助につきましては、森づくり事業で実施しておりますところでございます。事業の取組を開始しました平成19年度から実施しております、里山整備と合わせまして、14年間で約250ha余りの整備を実施しているところでございます。バッファゾーン整備につきましては、田畑や集落周辺など帯状に整備するものでございまして、山と人里との間に緩衝地帯を設けることによりまして、野生鳥獣の住み場をなくす効果がありますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。なお、手続につきましては、農林課のほうで受付をしておりますので、ご相談しにきてもらえばというふうに思っ

ております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 農林課に相談する際に地籍調査が終わってないところ、こういったものにもできるのか。併せてバッファゾーンで農林課に相談せず、そういった単純に手入れをしていきたい、こういったものに対しても地籍調査終わってないところ、バッファゾーンや山林の手入れできるかどうかお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 未国調の山林におきましても、里山整備などの要望は出ている状況でございます。これにつきましては、所有者によります境界確認と隣接の同意を得て施業を実施している状況でございます。あくまでも所有者の境界確認と隣接の同意が必要というふうに考えております。その他の伐採につきましても、そういった関係の所有者の確認等が必要というふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） なかなか難しい問題がここにもあると思います。困りごとに関わってくるところ、実際地域の協力に、地籍調査にはとても必要なものだと思っております。私も幾つか談合図を見たんですが、昔の談合図だと分かりにくいし、所有者不明で、昔の人は分かるけども、今の人はいくらも分からない。そういう状況すら分からない、生き証人が高齢化している状況ありますので、地籍調査、やはりしていかないといけないと思います。次にまいります。バイオマスエネルギーの計画は昨年計画されましたが、その後の計画の利用はどうかと思います。こちらせど山事業が全町に広がれば、有害鳥獣対策の一環になると考えられます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ご質問のバイオマスエネルギー利用計画につきましては、2019年度に採択されましたNEDOの委託事業のことと思われましても、バイオマスエネルギーの利用の自律を則すことを目的とした調査を実施したものです。バイオマスの原料調査でありますとか、原料収集の協力体制、需要の調査、事業の運営体制などの調査がこれに当たるものがございますけれども、今後のエネルギー政策におけます利用計画の検討材料になるものとして捉えているところでございます。木質バイオマスの利用につきましては、この計画等の数値をも参考にしながら、今後につきましては、里山整備でありますとか、人工林間伐によります搬出される原木でありますとか、林地残材の有効活用を進めていきたいと思っております。その中で、せど山につきましても、そういった中で全体の量でありますとか、そういったところを把握しながら、持続可能なものが全町的にできるかについて、その辺のところを研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） NEDO計画、こちら見ることは可能でしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 詳しくは、NEDOのホームページのほうで公表されておりますので、そちらのほうで確認することはできるというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） はい、分かりました。次にまいります。畦畔の維持や補修に対して補助はあるかです。こちら圃場整備等が終わりまして、大分崩れてきたところが多くなってきています。

すので、それに対して、イノシシ、モグラの畦畔の崩れがあります。お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） イノシシによります畦畔の掘り起こしが多方面で見受けられまして、これに対する維持補修に対する補助の問い合わせも多くある状況ではございます。農林課では、被害防除の補助金、有害鳥獣対策につきましては、被害防除の補助金はありますけれども、維持補修の補助金は設けてない状況でございます。これらの対応につきましては、協定内農用地等の要件はありますけれども、中山間地域等直接支払交付金でありますとか、多面的支払交付金での対応をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） イノシシ、こういったものどんどん増えていきますので、やはり、じゃあ中山間でとあったりするんですが、かなり費用がかかります。なかなか中山間では出せない額になるものが、やっぱり崩れる寸前ぐらいになるとあるんですけども、それでもやはり中山間などしかないということよろしいですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 現段階におきましては、そういった交付金を活用してもらうか、あるいは地域のほうで積み立てをしてもらって、そういったもので取り組んでもらうしかないというのが実情でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今後、この辺しっかりと検討していただきたいと思います。というのが、やはり重機が必ず必要になってまいります。普通のユンボでも、ちゃんと畦畔つくるためにはそれよりのバケットが必要になったりします。こういったもの、重機を買うことができる施策、重機を借りることができる施策、工事を発注できる施策、こちらがあるかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど言いました中山間地域等直接支払交付金、または多面的機能支払交付金におきましては、協定農用地内の水路等の維持を行うための重機のリース、あるいは工事発注につきましては可能になっております。ただ、汎用性の高い重機の購入につきましては、その事業の用途限定等の条件がありますので、例えば、その重機は中山間専用ですというのがなかなか言えない状況でございますので、現実的には汎用性の高い重機の購入につきましては厳しい状況となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり重機購入できないと、なかなかリースだったり、そういったものの手続、事務作業が増えると思います。こういったものも検討していただきたいと思います。併せてリース、借り上げに関してなんですけど、地域で使える者がいないということで、大型特殊の免許取得、これに補助を出せないかと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 大型免許取得の一つ、いわゆる公道での農機の走行、特にトラック等が該当するのではないかと考えておりますけれども、これにつきましては個人の運転免許に関することですので、現段階では補助につきましては検討しないという状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） これもまた、もう一度後でお聞きいたします。では、もし個人で免許取得なったときに、すぐに畦畔の補修、これかなり難しい技術が要りますので、これを練習できる場所、こういったもの、講習を用意してはどうかと、先ほどから出ている、きたひろ学び塾のメニューとしてはどうだろうかと思えます。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町としまして、畦畔の補修するための練習場でありますとか、大型特殊免許取得のための練習場を設けることにつきましては、特定の場所の確保でありますとか、そういった点から困難なため、現在は考えておりません。また、きたひろ学び塾につきましては、農林課としましては、要望の高い有害鳥獣の担い手づくりの育成に、今後とも取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今後と言われましたが、やはりこれ、こういった機械が使える人、どんどんどんどん減っていくと思えます。早急な検討もお願いいたします。次にまいります。以上、多くの課題、共通する提案としてになります。先ほどから言いました、各地域で大型特殊の免許取得者、または技能を持つ方増やしていく施策はどうかと思うんです。というのが、用水路の土砂撤去、除雪の一助、災害時での利用など、さまざまな面で汎用性があるということは、さまざまな面で必要になってくると思えます。土木なので技能持っている人もいるんですけども、そういった人は災害時はなかなか難しい、除雪にはなかなか難しいというものがありますので、地域でできることを増やすためにはと思えます。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 大型特殊の免許取得についての支援については、先ほどありましたとおり、考えておりません。しかしながら、技能取得のための講習会については、町の補助金を活用して経済団体が実施しており、どなたでも受講可能となっておりますので受講していただければというふうに思えます。また現在、公益財団法人ブルーシー&グリーンランド財団の支援で、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業として、油圧ショベルを使うための特別教育を本年度22名の受講を予定しております。受講者の内訳としましては、消防職員、役場職員、消防団員は、町内全域各分団から1名ずつ受講するもので、受講後には災害時を想定した実技訓練も予定しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） あるけども、今回だけのものになりますので、今後もそういった形、いろいろな手だてを使ってということになってくるかもしれません。次にまいります。多くの施策、補助金、いろいろお聞きしたんですが、その分、事務作業がやはり増えていきます。申請書類以外にもいろいろあります。こちらに対して地域おこし協力隊などの利用を拡充して事務作業の効率化を図ってはどうかと思えます。同僚議員でもセキュリティーの質問でも少し触れたものがあるかとは思いますが。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 地域おこし協力隊につきましては、その担う業務として地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこしの支援などの地域協力活動とされております。したがって、施策や補助金の事務作業については業務として該当しないものと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） であれば地域おこし協力隊、地場産品を作っていくなどの法人に対して受入れの募集をどんどん行ってはどうかと思います。事務作業やっちはいけないということではないと思いますので、こういった受入れ、どうでしょうか。併せて協力団体や協力企業という形で受け入れてなくても、まずは協力できないかなという呼びかけも必要かと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 本町におきましては、地域おこし協力隊を導入するに当たっては、会計年度任用職員として採用しております。その地域おこし活動の中で法人や各種団体と連携して取組を進めていただくこととしております。したがって、現在のところ法人等への受け入れは考えておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） いろんな形で関わる人が増えれば、事業は意外と進みやすくなるものもあつたりすると思います。実際受入れのほうも地域の予約も必要と思いますが、相談や協力できる人数の多さは、そのまま力になると思います。なので法人の受入れ等にどんどん投げかけは必要かと思います。未来への種として、農山村体験事業、学生に対する体験メニューの中に草刈りや除雪車、除雪機、小型のものです。こういった体験を含んでみてはどうかと思います。地域への体験メニューの協力の呼びかけとともに、民泊受入れ家庭の周知も行える副次効果もございます。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 農山村体験事業につきましては、多くの児童生徒の受け入れをして、さまざまな体験をしていただいております。草刈機や除雪車等のエンジンがついている機械を子供たちに使用させることはできませんけれども、民泊受入れ家庭におきまして、草刈りや除雪などは、既に家業体験として実施していただいております。多くの子供たちに北広島町のありのままの生活を体験していただいております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） すみません、中身の体験メニュー全ては見えてませんでしたし、受入れ家庭のほうも確認してませんでした。やられているのであれば、かなりいい試みかと思います。多くの課題に対する解決策として一つ提案していきたいのが各行政区や自治会、自分たちの地域をどのような地域にしていきたいかという計画を立てる事業は行ってはどうかと思います。例えば地域で空き家になる可能性の情報を共有したり、道の駅に農産物を出荷する手だてを効率化したりなどです。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（沼田真路） 各行政区や自治会、振興会等の小規模な単位での地域ビジョンなどの計画策定については、地域住民にとって計画がより身近なものになることが考えられます。本町におきましては、現在のところ、施策として取組は行ってはおりませんが、自主的に自治会や自治振興会が計画を策定された事例もございます。計画策定について相談を受けた場合は、各種補助制度の紹介を行うとともに、ファシリテーター役として行政職員が参加させていただくなど、そういった支援を現在まで行ってきております。今後、支援制度の紹介や他地域での事例などを紹介するなどして、地域計画の策定や地域づくりの機運の醸成を図ってまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 今年は区長会が中止になりまして、そういう機会が少なくなったとも思いますが、やはりこれどんどん促進していかないとと思います。というのが、8番です。まだまだほかにも地域の困りごとあると思います。それに対しての計画あると思いますが、形になってない。何で形にならないか、私はこう思っております。全てのことを行政がやってくれるわけではないし、自分たちでやったほうが早い、実際、行政職員が全くやらないというわけではないです。むしろとてもしていただいているとも思っております。しかし、自分たちの地域は自分たちが一番知っている。自分たちができることを増やし、できる限り。

○議長（湊俊文） 伊藤議員、時間がまいりました。一応これで終わらせていただきます。よろしいですか。

○9番（伊藤淳） 分かりました。

○議長（湊俊文） これで伊藤淳議員の質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じます。なお、次の本会議は9月24日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 39分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~